

第十九回 参議院大蔵委員会会議録 第十五号

昭和二十九年三月九日(火曜日)午前十時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

大矢半次郎君

農林省農地 局管理部長	細田茂三郎君
農林省農地 局管農課長	丸山文雄君
食糧庁総務部長	新沢寧君
通商産業省企 業局特需課長	影山衛司君

本日の会議に付した事件

○緊要物資輸入基金特別会計法等を廢止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君)これより第十五回の大蔵委員会を開会いたします。

○緊要物資輸入基金特別会計法等を廢止する法律案を議題といたします。質疑を行います。

○小林政夫君この廢止に伴う経過措置として附則にずっと挙げてあります

す。

○小林政夫君この廢止に伴う経過措

置として附則にずっと挙げてあります

が、これが提案されておる予算書と睨

ための一般会計からする繰入金に関

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○開拓者資金金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○昭和二十八年度における国債整理基

金に充てるべき資金の繰入の特例に

関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○財政法第四十一条の特例に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件

○公聴会開会に關する件

○外國為替銀行法案(内閣提出)

○所得稅法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○相続稅法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○大蔵省主計局主計官

○大蔵省主税局長

○大蔵省銀行局長

○大蔵省課長

○大蔵省主計局長

○大蔵省主税局長

残務整理というようなものがござりますから、その関係で使うと、勿論これは後日におきましてこの会計の整理が完全にできました際には、普通物品と同じようにおきましてこの会計の整理ができます。そこで、この会計の整理ができます。

○小林政夫君 自動車というのは何ですか。

○説明員(影山衛司君) お答え申上げます。

自動車というのは普通の乗用車であります。事務連絡用の乗用車を一台持つております。

○小林政夫君 この会計専属用の事務連絡用の自動車があつたのですか、一台台。

○説明員(影山衛司君) そうでござります。

○小林政夫君 ばかりに贅沢じやないですか。それでは次に……。

○説明員(小熊幸次君) 第四項の規定は、これは第三項の規定によりまして、法律施行の際直ちに一般会計に帰属する以外のものにつきましては、特別会計の決算というものを正常な姿においてはつきりつかむという意味におきまして、二十八年度の出納の完結のときまでは、出納整理期限中は往来通り収入となるべきものは収入として収納いたしますし、それから支払をなすべきものにつきましては従来通り支出して参りまして、そうして出納整理期限の出納完結の際にまだ取れなかつたもの或いは支払ができなかつたものといふのは、その出納の完結の際に一般会計に引継ぐと、こういう趣旨でござりますが、ここで資産の下に括弧いたしまして、「現金を除く」と書いてござ

ざいますが、これはあとで出て参りますが、この現金分につきましては産業投資特別会計へ引継ぐと、こういう趣旨におきまして「現金を除く」と、このように書いたわけあります。それでこの出納完結の際におきますところの債権債務関係といましましては、先ほど申しましたように「一應ゼロとこういうことになつております。ただこれは将来のこととござりますから、一應規定的にはこのような規定の仕方をいたしておりますが、現在の見通しといたしましてはゼロ、ゼロとなるという予定でございます。よろしうございますか。

○小林政夫君 ええ、いいです。

○説明員(小熊翠次君) それから次に第五項でございますが、緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年度の出納の完結の際同会計に属する現金は、先ほど申しましたように産業投資特別会計に帰属すると、こういうことになります。でこの関係で、この現定によりまして産業投資特別会計に帰属する予定の現金は、一月末現在といたしまして千七百二十八万程度予想いたしているわけでございます。

それから次に第六項でございますが、これは当初申上げましたように、基金というものにつきましては特に出納整理期限はございません。この基金を会計の出納整理期限の五月三十一日までは一応資金として存続させる必要があると考えましてこのような規定を設けまして、でそれによりまして、現在緊要物資輸入基金で持つてありますところのものの売払等をこの資金において行わしめようと、こういう趣旨の規定が第六項でございます。

○小林政夫君 前の第五項の千七百二十八万というのは、予算ではどこへ現われておられるのですか。

○説明員(小熊琴次君) 予算といたしましては特に出ておりませんが、これでは産業投資特別会計のほうに復活いたしまして、二十五億といたしまして計上されております中に一応含まれておる、こういうことでございます。

○小林政夫君 それから次の資金ですが、一般会計所属の資金という意味はどういうことなんですか、財政法上、会計法上からいつて。

○説明員(小熊琴次君) この資金の意味でございますが、財政法にも、法律の定める場合に限つて資金が置けると、こういうような規定がございますが、そういう意味合の資金と考えて頂いて結構だと思いますが、こういう資金の必要が、一般会計所属の資金の必要が生じました場合は、これは過渡的な問題といたしまして生じたわけでござりますが、一応歳入歳出外といふところになるわけでございます。これは丁度緊要物資特別会計におきまして基金が設けられまして、そうしてその歳入歳出の關係がその会計の歳入歳出として経理せられたと同じような意味におきまして、それと同じ意味におきましての資金、こう考えて頂いて結構だと思いますが、ただ特別会計といたしましては、三月三十一日限り廃止されるわけでございますので、一般会計へ引きだ資金と、こういうふうに考えておるわけでございます。

○小林政夫君 一般会計へ引継いだら資金であつて、特別会計ならば基金、こういう名前で歳入歳出外の資金を持つ、これは早晚なくなるものだと、一

時の便法であるということなんんでし
うけれども、これらを一般会計へ合
成したところで経理において、そ
の経理というか、特別の事務処理上不^な
合な点はなかろうと思うが、何故こ
とで、歳入歳出を通じない資金といふよ
うな形において処理しなければならな
い。それは今基金といふようなことでは
しなければならんが、こういう残務敷
理をするときに、特にその歳入歳出外に
払をするというような場合において、
は、それは一応歳入歳出外で以て経理
しなければならんが、こういう緊要物資等を輸入し或いは支
出するときには、先ほど申しました
の資金といふもので経理をする必要が
どこにあるのか。

つて生じました利益というものが当然入つております。まだ会計に繰入れられないまま残つておると、こういうこともあるわけあります。そういう意味合いでございまして、これを延ばさないで済ませる、そうしてこの会計基金からこの会計のほうへ入れるという操作を行わしめるということが第一点であります。

それからもう一つは、この基金が物を持つております。この物も成るべく換価いたしまして売払を行わせていいんじやないか。そうして産業投資特別会計のほうに成るべく余計現金を繰入れるという操作をすることも同時にできる。こういうよな大体二点から考えまして、一応一般会計所屬の資金として暫定的にそういう措置を講ずることは、勿論資金といふものはこれは歳入歳出外でござりますから、如何なる場合におきましても資金を作つてよろしいと、こういうことにはならんと思うのであります。まあ出納整理期限内の問題でござりますからこの程度のことは差支えないのじやないか、こういうわけでこういうような措置をとつたわけであります。

○小林政夫君　出納締切期限内存続させるということですけれども、それは五月三十一日限り持つておるもののが完全に換価できるかといふと、それでもない。だから一応特別会計を廃止する以上は、この基金といふものは結論的にはちつとも變りはない。ただ今的一般会計の歳入をふくらまさない、或いは歳出をふくらまさない、こういう財政規模をふくらまさないだけであつて、実際の処理としては何段階かになつているけれども、実体的にはちつと

も変りがないことであり、而も損益を明らかにするというけれども、必ずしもそうしなければ明らかにならんといふものでもない。

○説明員(影山衛司君) 補足説明をさして頂きます。基金も資金も実体においては變りないのでございまして、一つ売払だけの問題でござりますと、必ずしも資金を存続させる必要もないよう思われますけれども、買入れの問題がまだ残つておるわけでございまして、三月、今月の終り頃にニッケルが七十トンほど入つて来るわけあります。これの支出が四月にかかりますので、そのためにはやはり資金と基金と実体上は同じものを残しまして、それで出納整理期間中これを存続させてもうということが必要になるわけございまして、そういう意味もございまして、五月一ぱいは資金の恰好で基金を残さして頂くということにしておるわけでございます。

○小林政夫君 その買入れがまだある

し、そして実際に残務整理といふものも、持つておる物資を売らなければならんというようなことだつたら、行政整理等の面から考えてみても、まだ例えば机、車等のような什器、備品、事務用備品にしても依然として従来の係がそのまま使うんだというようなこ

とであれば、この会計を廢止する、今三月三十一日限り廢止するという意味はどこにあるのですか。

○説明員(影山衛司君) まだ買入れが残つておると申しましたが、これはもう殆んど残務整理の部類に属する支払が残つておるという意味になるわけでございます。それで買入れはもうこれで四月にかかるたった七十トンのニッケル

も變りがないことであり、而も損益を明らかにするというけれども、必ずしもそうしなければ明らかにならんといふものでもない。

○説明員(影山衛司君) 補足説明をさして頂きます。基金も資金も実体においては變りないのでございまして、一つ売払だけの問題でござりますと、必ずしも資金を存続させる必要もないよう思われますけれども、買入れの問題がまだ残つておるわけでございまして、三月、今月の終り頃にニッケルが

七十トンほど入つて来るわけあります。

○小林政夫君 その買入れがまだある

し、そして実際に残務整理といふものも、持つておる物資を売らなければならんというようなことだつたら、行政整理等の面から考えてみても、まだ

例えば机、車等のような什器、備品、事務用備品にしても依然として従来の

係がそのまま使うんだというようなこ

とであれば、この会計を廢止する、今三月三十一日限り廢止するという意味はどこにあるのですか。

○説明員(影山衛司君) まだ買入れが

残つておると申しましたが、これはもう

殆んど残務整理の部類に属する支

が残つておるという意味になるわけ

でございます。それで買入れはもうこれ

で四月にかかるたった七十トンのニッケル

でこれは終つてしまふ。あと残務整理

的には現在の在庫が約四億ござりますけ

ども、これが整理期間中にできるだ

け整理いたしまして、最後に二十五億

を産業投資特別会計に入れる。その結果或いはニッケルとそれから合成ガム

が少し在庫として残りますけれども、

これはもう殆んど残務整理のうちの極

く僅かな部分でござりますので、やは

り整理期間中には大部分の残務整理が

できるということになるわけでござい

ます。

○小林政夫君 そうだつたら、もう買

入契約はできておつて、その支払が残

つておるということならば、要するに

負債があることなんです。そうすると

そういうものは第四項で整理ができる

のではないか。二十八年度の出納完結

の際同会計に属する資産及び負債は、

出納完結の際、一般会計に帰属する。

○説明員(影山衛司君) 基金のほう

で、基金と特別会計と違いますのでございませんけれども、第四項のほうは特

別会計のほうの負債でござります。今度買入れましたニッケルの代金の支払

といふものは基金のほうの債務になる

わけでございまして、その点で実質上

同じ基金を存続させるという必要が起

るわけでございます。

○小林政夫君 それは今こういう書き

方をすればそななるのだけれども、何

もそういう基金の負債があるからと言つて、別に経理しなければ、その経理

が明らかにならんというものではなくて、これを清算するには今の第四項に準じて清算はできる。特にこういう資

本というようなものを設けて、僅かの

手續といたしまして、

昭和二十八年の風水害及び冷害による

損害額

金と、その形でやつて参りました系統の

部分を、残務整理の間その形で統けた

い、こういうことでございまして、只

今御指摘のように一兆円予算を作るた

めの作意という趣旨では毛頭ございません。極めて事務的な手續といたしま

してかような規定を設けておりますが、二十

八年度が三億二千五百九十万円、二十

九年度が五億九千万円、そうすると

におきまして五億九千六百六十余万円

ということになつておりますが、二十

九年度が五億九千万円、そうすると

それが合わせて九億有余万円になるので

入りますか。

○説明員(新澤寧君) お答え申上げます。御承知の通り十七国会及び十八回国会で通りました売却の特例に基く法律に基きまして売却を続けて参りましたのであります。それの現在までの実績並びに今後の売却予定数量と申しますか、推定数量、別途資料として御提出してあると存じますが、それによりまして算出いたしました今までの実

績並びに今後見るうといたします推定量を合わせますと、今お話をございまして通り總額で約九億二千万円ばかりになるわけであります。そのうちすでに、すでにと申しますか、支払が確定いたしまして、二十八年度中に一括会計から特別会計に繰入れるべきものとして三億二千五百万円余りあるわけでございます。で、風水害関係のほうはもう実績がまとまりまして動かない数字でございます。ただ冷害関係は本米穀年度中、具体的に申上げますれば、昭和二十九年の十月までこの特例価格による売却が続きますので、いろいろ昨年の実収高或いは農家の保有高等から推算いたしまして、これ／＼の数量が必要であろうという推定数字を出しておりますので、若干の数字の動きは見て参るうかと思ひますが、私どもの見込いたしましては、大体ここに資料として御提出してあります数量の範

○野辻勝君 部長さん、お伺いしますがね、私の手許にはその資料がないのです。ですが、それはどのくらいの数量にならうかという予想をいたしておりま

い、それから冷害は、二十九年十月まで続くのでござりますから確定的のこととはわからん、それは承知しています。併し大体の予想でございますが、どのくらいの数量、風水害についてはどのくらい、冷害についてはどのくらい……。

には分れておりまして、六月、七月における分と、八月及び九月における分とございますが、前者につきましては、米が三万五千九百五十三石、ほかに種穀を出して頂きましたが、それを見返りとして、それの補填用として一万二千五百一石出しております。従いまして米は合わせまして約四万八千石余りになるわけでございます。そのほかに大麦五十六石、裸麦二千七百九十一石、小麦百六十九石を出しております。それから、あとのほうで、八、九月災害に対しましては、米といたしまして八千八百三十九石大麦八百五十八石、裸麦八百八十七石、小麦百七十八石を出しております。以上は実績でござります。

なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名	小林 政夫	木内 四郎
	藤野 繁雄	三木與吉郎
	菊川 孝夫	野溝 勝
岡崎	青柳 秀夫	東 隆
眞一		

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

と認めます。それではこれより採決に入ります。昭和二十八年の風水害及び冷害による被災農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それはこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようであります。が、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 他に発言もないようでござりますが、質疑は終りましたものと認めて御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 次に、開
者資金融通特別会計において貸付金
財源に充てるための一般会計から
繰入金に関する法律案を議題といた
まして質疑を行います。

○野溝勝君 これは特別会計という
非常に神経が敏感になるのですが、
うもあやしげなのは特別会計という
となるが、全部特別会計があやし
わけじやないが、実際は特別会計と
う名のことく特別なんぢよつとわ
らん。まあ特に農林省関係では吉田
閣が第一次の内閣のときに、木炭五
億の赤字特別会計、特別会計の木炭
食つたという事件があつたのですが、
あれは随分あの当時は世間に騒がせ
した大事件でござります。丁度あの、
きの農林大臣は森幸太郎君であつたと
私は思うのですが、それが何だかんせ
といいううちにわからなくなつた。ここ
いう特別会計というと由来問題を起し
ているのでござります。最近におきま
ては造船融資の問題等々……。そこで今
は特に開拓者資金融通特別会計、か
うなものには恐らく問題はないと思
いますが、特にこの際私は聞いておきま
いと思うことは、現在開拓者は政府の
計画予定通りはなか／＼進捗しておら
んのであります。行つておらんのでは
あります。それにはなか／＼容易で
ない点があります。ただ私は資金の
問題だけが解決されても、なか／＼
地域的事情によりまして或いは天候の
自然的条件によりまして、なか／＼計
画通りには行かんと思ひます。然るに
に対する資金などは前年度より多くな
かかわらず、本年度の予算を展望いた
しますると、特に食糧増産等々の声を
大きくなっているにもかかわらず、開拓

つておらない。更に開拓者として一票大事な畜力利用の問題、これらについては今家の畜価格からいいますならばむしろ減っていると私は言わざるを阻ないと思ふのであります。こういう点から見て、私はこの開拓者の營農というものが非常に困難になつて来ていると思います。特に政府におきましては、この開拓者資金特別会計への繰入に関する法律案が出た際に、私は一度開拓計画について、この際どういうふうな状況になつてゐるかということを一つ聞いておきたいと思います。

○説明員(細田茂三郎君)　お手許に参考資料が差上されてありますので、これを御覧頂きますと、今お詫びの數字的な点はおわかりになるかと思います。が、配付しました資料の二枚をめぐつて頂きました、一枚、四枚目にあるのでござりますが、大体御承知のように現在開拓としまして入植しました戸数が約五十万戸あるわけでござります。それの開墾しました実績は、その二の二でござりますよう約五十万町歩といふものが、開墾をせられておりまして、これによつてどのくらいの食糧生産が行われているかというのは、四のところに出ておりますが、二十七年度の実績で申上げますと、水稻、陸稻で、全部米換算をいたしておりますけれども、約三十万石の米と、それから百万石ばかりの麦と、それから雜穀も類で二百万石、大体米に換算をいたしまして三百三十七万六千石程度の生産を上げてゐるわけであります。これが一戸当たりの開拓農家の收支としてはどうかということはその次の五の表に掲げてございますが、今御指摘のよう

開拓によりまして入りました者の中に
は相当数脱落をしましたり、或いは今
日といえどもまだ當農の基礎が確立し
ておらないような者もあるのでござい
ますけれども、併し大部分の者は漸次
その當農状態が非常によくなつております
まして、ここに開拓農家の経済収支の
バランスシートが出ておりますが、こ
れは大体私どものところで毎年々々當
農実績の実態調査をいたしております
が、その平均的な規模の数字でござい
ますが、大体經營の規模でいいます
と、この計に出しておられますように大
体田畠併せますと二町一反程度のとこ
ろであります。あと多少その附帯地
なり宅地を持つておりますが、大体耕
地が二町そこそこというのが平均レベ
ルになつております。それでここに掲
げておりますような農業所得その他の
所得を見ますと、農家所得の經營が
こういうふうに漸次年度別に累増をし
て参つております。昭和二十七年度
で御観頂きますと、まあ大体一戸当たり
が二十一年九千円ぐらいの所得にな
る。これに対しまして家計費、諸負担
を除きますと、差引余剰として最初は
赤字であったものが漸次回復して参り
まして、二十七年度には約三万円近い
ここに余剰が出ておるというような状
態でございます。そういうふうであり
ますので、非常に大きづばなことを申
上げますけれども、まあ脱落をして、
見込のない者というものは、これはも
う今年あたりからそろそろ整理をしな
ければならんと考えておりますが、そ
うでない者につきましては當農資金の
なみらず、當農指導等の面におきまし
ても、更に政府機関はもとよりであり
ますけれども、開拓者の団体それ自体

うは貸付金がそのまま次の年に返るという恰好になりません。

従いましてトータルで今そのことを申上げてみますと、償還の予定と收入

百万円ばかりのものに対しまして、収入未済が二十八年の七月末まで六百円ばかりであります。従いましてこれを見てみると、大体二十六年度までの年賦償還金は全部収納済であります。それで、二十七年度分が残っておりますが、それを通算しますと約九七%の収納済と、こういう成績になつております。

そこで御質問のあと、収納成績の悪いものは一体どういうものだということです。ざいですが、これは御承知のことです。終戦直後におきまして非常に何といいますか緊急的な開拓をやりました際に入つた者で、離農をいたしましたものが殆んど大部分であります。従いましてこういうものにつきましては或る程度まあ返済が困難なものというのが若干は残るかも知れませんが、現在といいますよりも、そういうことを考慮いたしまして、実は二十三年度以降は個人に貸付をするということがやめまして、御承知のように開拓者は皆開拓農業協同組合というものを組織をいたしておりますので、そういうものを相手に法人貸付を原則としてやります。そのうちから脱落をしました場合には、その法人、協同組合が連帶責任で以てなして行くというような指導をいたしました。そういうことでやつておりますので、今後の分につきましては、そういった先ず償還が計画通り行かないというようなものは殆どない

のじやないかというふうに考えられるわけでございます。

○藤野繁雄君 そうしますというと、

現在回収不能に陥る虞があるところの金額はどのくらいですか。

○説明員(細田茂三郎君) 昭和二十八

年の三月末の実績で見てみると、

私どもが収納未済であるために、一時

償還を請求をしております額のそれま

でのトータルが約二億二千万円でござ

ります。それに対して収納未済の数字が七千六百万円、結局収納未済額が二

十八年三月末で約三五%ということに

なつております。この内訳を原因別に

見てみると、そのうち大体二十

八年夏末までこ收入できそうな見込の

立つておりますものが一五%、それか

ら即決和解をやつてこれを収納できそ

うであるという見込のものが約五二

%、それから現在生活保護を受けて

おります者が約八%、それから離農を

しておりまして、行先がわからぬの

で、その行先を調査しておるもののが

七%、それから支払命令の申立てか、

あるいは訴訟をやつて、いわゆる強制徵

取をしなければならんのじやないかと

思われます額が約六百万円であります

て、八%と、こういうふうな状態にな

つております。そこでこのうちまあ非

常にむずかしいのは強制徵取によらない

ものが問題になるのじやないか、あと

とか五年に分割するとかいう多少延長

措置は講ぜざるを得ないのであります

けれども、大体収納ができるのではな

いか、こういうふうな見込になつてお

ります。

○小林政夫君 この特別会計の予算書

に、「一般会計よりの受入」で「国債利

子其の他財源受入」というのは何です

か、三千二百五十一万円……。

○説明員(細田茂三郎君) これは大体

昭和二十一年度まで公債発行によつ

たり或いは日銀からの借入金によつた

ものがつたのでございますが、二十

四年度からは全部この財源は一般会計

から求めるというふうなまあ措置にな

つております。

○小林政夫君 それでその今までの發

行した公債及び借入金の利子を払うた

めに一般会計からこれを受入れるとい

うことですか。

○説明員(細田茂三郎君) それも入つ

ておるわけであります。

○小林政夫君 そうすると今までの公

債発行額、借入金の残は今幾らです

か、この会計の。

○政府委員(佐藤一郎君) 私からちよ

つと申上げます。公債の残額が、これ

は二十九年三月末の見込で三十三億五

千二百六十四万二千七百円、三十三億

五千二百万です。

○小林政夫君 借入金……。

○政府委員(佐藤一郎君) それから借

入金が一億四千九百七十万円です。こ

の借入金は全額二十九年度内に返還を

する、こういう予定になつております。

○政府委員(佐藤一郎君) さよう

は二十九年度中に払うから、その四億

六千八百五十二万三千円から一億四千

九百七十万円を差引いた残りが公債の

償還に充てられる、こう了解していい

わけですね。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうこと

とになります。それからここにござい

ますように、これは郵政事業に対する

手数料が一部入つております。

○小林政夫君 それは、手数料は私が

言つた数字には入つていません。

○政府委員(佐藤一郎君) この四億六

千九百万ですね。

○小林政夫君 「郵政事業特別会計へ繰

入」というものが別に百四十七万……。

○政府委員(佐藤一郎君) ああそうで

すか。失礼いたしました。私別な所を

見ておりましたから……。この国債整

理基金だけの問題ですね。おつしやる

通りです。

○小林政夫君 その公債の条件はどう

いう条件なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはいろ

いろな利率のものがござります。三分

五厘のものから五分五厘の……。昭和

二十二年に発行したものが三分五厘、

それから二十三年から五分五厘と大体

なつております。そうして償還がこれ

は大体十五年の償還でございます。

○小林政夫君 そうすると二十四年か

一部を二十三年度に繰越して貸付け

なつております。そういうことですか。

○小林政夫君 そうすると二十四年か

二十二年に発行したものが三分五厘、

それから二十三年から五分五厘と大体

なつております。そうして償還がこれ

は大体十五年の償還でございます。

○小林政夫君 八十八億六

千九百万円です。

○説明員(細田茂三郎君) 計画とい

うのは予算額です。それから実績額とい

うのは実際に貸付けた額、そういうこ

とです。

○小林政夫君 そういうことならばよ

るしうござります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないようあります。質疑を終了
したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べを願います。

御意見のないようありますか
別に御発言もないようありますか
、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のないようありますか
別に御発言もないようありますか
、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔贅成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は衆議院送付案
通り可決すべきものと決定いたしました
た。

なお諸般の手続は、前例により委員
長に御一任願いたいと思います。
それから多数意見者の御署名を願い
ます。

多数意見者署名

藤野 繁雄 木内 四郎
小林 政夫 前田 久吉
菊川 孝夫 三木與吉郎
青柳 秀夫 野溝 勝
岡崎 真一 東 隆

○委員長(大矢半次郎君) 次に緊要物

資輸入基金特別会計法等を廃止する法

律案を議題いたしまして質疑を行ひ
ます。

別に御発言もないようあります
が、質疑は終了したものと認めて御異
議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔贅成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は衆議院送付案
通り可決すべきものと決定いたしました
た。

なお諸般の手続は、前例により委員
長に御一任願いたいと存じます。
それから多数意見者の御署名を願い
ます。

多数意見者署名

藤野 繁雄 木内 四郎
小林 政夫 前田 久吉
菊川 孝夫 三木與吉郎
青柳 秀夫 野溝 勝
岡崎 真一 東 隆

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和
二十八年度における国債整理基金に充

るべき資金の繰入の特例に関する法律案を

法第四十二条の特例に関する法律案を議題いたしまして質疑を行います。

議題いたしまして質疑を行います。
たしまして質疑を行います。

別に御発言もないようあります
が、質疑は終了したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔贅成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は衆議院送付案
通り可決すべきものと決定いたしました
た。

なお諸般の手続は、前例により委員
長に御一任願いたいと存じます。
それから多数意見者の御署名を願い
ます。

多数意見者署名

藤野 繁雄	木内 四郎
小林 政夫	前田 久吉
菊川 孝夫	三木與吉郎
青柳 秀夫	野溝 勝
岡崎 真一	東 隆

○委員長(大矢半次郎君) 次に、財政

法第四十二条の特例に関する法律案を

議題いたしまして質疑を行います。
たしまして質疑を行います。

○小林政夫君 これはどうしてこうい
う経理をしなければならないのですか
ね。提案理由には書いてありますけれ
ども……。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それはこれより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして
お述べ願います。

別に御発言もないようあります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔贅成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は衆議院送付案
通り可決すべきものと決定いたしました
た。

なお諸般の手続は、前例により委員
長に御一任願いたいと存じます。
それから多数意見者の御署名を願い
ます。

多数意見者署名

藤野 繁雄	木内 四郎
小林 政夫	前田 久吉
菊川 孝夫	三木與吉郎
青柳 秀夫	野溝 勝
岡崎 真一	東 隆

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和
二十九年度に安全保険諸費が載り
ます。御承知のように安全保険諸費の
繰越させたところになります。
昭和二十七年度に安全保険諸費が載り
ます。昭和二十八年度に繰越されまして
から全然安全保険諸費の経費は載つて
おりません。そこへ二十九年度になつて
又ほかんと安全保険諸費というものが
予算に形を現わすということは何とも
いいうような場合にも、アメリカ側と
やはり割切れない気持が感ぜられるの
であります。御承知のようにアメリカ
関係に関する経費につきましては、曾
つて例えば見返資金特別会計、これ
はアメリカと一々折衝いたしまして、
そして計画が立ちまして、もう契約
をいつでも結べるという段階になつて
いながらなかなかそろままでならず、
間隔がかかるといいうようなことでござ
いまして、いわばいわゆる契約を結びま
して、それでも計画が立ちまして、もう契約
をいつでも結べるという段階になつて
いながらなかなかそろままでならず、
間隔がかかるといいうようなことが非常に多いので
あります。それであれ私どもいたしま
しては、例えば相当大きな金額が予算
の半分以上に当るような金額を繰越す
進捗しないといことが非常に多いので
あります。それであれ私どもいたしま
しては、例えは明許繰越
といふことでも考えられますので、
元来これについては当初から明許繰越
といふことでも考えられますので、
願いしておるのですが、それに
もかかわらず、なお繰越を一年いたし
ました。その事情が変わらないためな
かなか進みが悪いという場合、日本の

会計年度との関係におきまして、こう
いう経費につきましては元來もう少し
適当な方法があるのではないか、毎年

同じ大きな金額を再掲上するといふこ
とも実は余りみつともいい形のもので
はないであります。繰越明許で一年
度どうするかということになりまし
て、私どもいろいろ考えたのであり
ます。御承知のように安全保険諸費の
性質と申しますか性質上、実際問題
といつしましてこの決定には非常に、
いわゆる純粹に国内関係の経費と申し
ますか、相手方が国内だけであるとい
う問題と多少違ひまして、非常に時間
を実際問題として要するのであります
。それで計画を立てるのにも、例え
ば安全保険で大体施設の計画を立てる
ります。昭和二十八年度に繰越されまして
から全然安全保険諸費の経費は載つて
おりません。そこへ二十九年度になつて
また、二十八年度に繰越されまして
から全然安全保険諸費の経費は載つて
おりません。そこへ二十九年度になつて
又ほかんと安全保険諸費というものが
予算に形を現わすということは何とも
いいうような場合にも、アメリカ側と
やはり割切れない気持が感ぜられるの
であります。御承知のようにアメリカ
関係に関する経費につきましては、曾
つて例えば見返資金特別会計、これ
はアメリカと一々折衝いたしまして、
そしてきめるので時間等もかかつたの
であります。それであれ私どもいたしま
しては、例えは相当大きな金額が予算
の半分以上に当るような金額を繰越す
といふことでも考えられますので、
元来これについては当初から明許繰越
といふことでも考えられますので、
願いしておるのですが、それに
もかかわらず、なお繰越を一年いたし
ました。その事情が変わらないためな
かなか進みが悪いという場合、日本の

七

立つておるわけです。

○菊川孝夫君 併しこれはフランス人に対しても、条約の発効したところに對して全部やらなければならん。

○政府委員(佐藤一郎君) 勿論個々の折衝は個々的にやつてゐるわけなんですが。ただ法律を作つたのは二十六年でしたがね、法律の当初からその点の問題が解釈上あります、一応そういう了解で、我々としても要りもしない予算をむやみに組みたくないということを当初から折衝していたのです。個々の勿論決定は相手国別にみんな請求も出しておりますし、それによつて折衝しているわけです。

○菊川孝夫君 それからこの請求額を請求しているのには、これは講和条約の発効後、すでに批准も済んで発効した国ですか、みんな調印した国も全部來ているのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 全部発効した国です。

○菊川孝夫君 発効してまだしてないところがありますね。

○政府委員(佐藤一郎君) それは数字的には極く僅かなものです。大部分は発効しております。

○菊川孝夫君 この四十二条の特例の問題につきましては、これは安全保障

議會上あります。だからこれは一つ今の資料を受けますけれども、これがやられるときにはとてもそんな説明いやなかつたのですよ、前の記録を読んでみましても……。だからこれは一つ今の資料を一つ来てもらつて一遍質問したいと思

うのですがね、この点について。

○委員長(大矢半次郎君) 菊川委員の要求された資料は速かに提出をお願いいたします。

○菊川孝夫君 外務大臣と大蔵大臣。

○小林政夫君 二百八十五億の国別の内訳はわかりますか、資料でもらうこともないから、ちよつとそこで言うて下さい。

○政府委員(佐藤一郎君) 英国が二百五十七件で七十一億円です。それから米国が二百六十件で百七十一億円です。それからフランスが二十九件で十億円です。それからオランダが五十二件で五億五千万円です。それからその他が八十四件で六億円余りです。

○小林政夫君 その他の中でインドが幾らですか。

○政府委員(佐藤一郎君) インドはちよつと今私手許に資料がありませんので、若し何でしたら資料で……。

○小林政夫君 資料で出してもらつてもいいのですが、インドからの請求についてはどういうふうになつていますか、向うの請求が、あなた方が見られて……、若し速記を付けて悪ければともいつ聞いて聞きますが、向うとの、請求者と

日本との在印財産を返す、こういうこと

についておきますが、向うの在留邦人又は公館あたりで言つておるのですが、日印平和条約によつて、インドは無条件で

○小林政夫君 インドのことでお話しをおきますが、向うの在留邦人又は公

がねます、私のほうの管財局がこれの処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させます。

○菊川孝夫君 この二百八十五億でど

ういうものが出ておるかといふことも一つ具体的に御説明願いたいのです

○政府委員(佐藤一郎君) 資料でよろしくござりますか。

○菊川孝夫君 資料で結構です。

○委員長(大矢半次郎君) また御質問があるようですが、これは次回に譲りまして、この際……。

○菊川孝夫君 この前に岡崎さんとの間題について両方聞いたことがあります。大分違います、今の説明とは……。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと私お答えできませんから、若し何でしたらあとで……。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申上げました。

○菊川孝夫君 更に附加えて資料の際上げましたのは、本年の一月末日までに請求期限の到来しました二十二カ国につきましての数字を申上げたのであ

ります。印度はたしか二月二十二日に期限が到来したと思うのでございま

すが、この分は従いまして只今の数字の外になつておるかと存じます。ちょ

つとそのあとからのものでございますが、二百八十億でござりますが、全体が

出揃いまして、その全体の中に印度

或いはベルギーなんかも入るのでございませんが、出揃いましても二百八十五億円見当、即ちまあせい／＼五億くら

い殖えるのじやないか。この詳しい内訳は貢今のこところちよつとわかりませ

んが、大体の見当をそなういうようにつけておる次第でござります。

○小林政夫君 インドのことでお話しをおきますが、向うの在留邦人又は公

がねます、私のほうの管財局がこれの処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させます。

○菊川孝夫君 この二百八十五億でど

ういうものが出ておるかといふことも一つ具体的に御説明願いたいのです

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと担当官でないと詳しい説明は私はでき

かねますが、私のほうの管財局がこれ

の処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させ

ます。

○菊川孝夫君 この二百八十五億でど

ういうものが出ておるかといふことも一つ具体的に御説明願いたいのです

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと担当官でないと詳しい説明は私はでき

かねますが、私のほうの管財局がこれ

の処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させます。かということを大分やかましく言つたのですが、これはもう何でもやられるのだということで御説明を受けておつたのですが、従つて今四億だけは済んだというのですが、四億のうちの主な部分の補償したケースを一つ御説明願いたいと思うのですが、どういう財産を補償してあるか、それからどこにあつて、その主だつたものを一つ……。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと担当官でないと詳しい説明は私はでき

かねますが、私のほうの管財局がこれ

の処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させ

ます。

○菊川孝夫君 この二百八十五億でど

ういうものが出ておるかといふことも一つ具体的に御説明願いたいのです

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと担当官でないと詳しい説明は私はでき

かねますが、私のほうの管財局がこれ

の処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させ

ます。

○菊川孝夫君 この二百八十五億でど

ういうものが出ておるかといふことも一つ具体的に御説明願いたいのです

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと担当官でないと詳しい説明は私はでき

かねますが、私のほうの管財局がこれ

の処理をいたしておるのです。そのほ

うから資料を精細なやつを一つ出させ

ます。

○委員長(大矢半次郎君) この際お詫びいたします。

○菊川孝夫君 更に附加えて資料の際

金子佐一郎君、全日本自治団体労働組合中央執行委員長古部秀男君、東京法

人会連合会常任理事、税制委員長中村重喜君、元税制調査会及び地方制度調査会委員三好重夫君、以上五名であります。

○委員長(大矢半次郎君) また御質問

金子佐一郎君、全日本自治団体労働組合中央執行委員長古部秀男君、東京法

人会連合会常任理事、税制委員長中村重喜君、元税制調査会及び地方制度調査会委員三好重夫君、以上五名であります。

○委員長(大矢半次郎君) この際お詫び

金子佐一郎君、全日本自治団体労働組合中央執行委員長古部秀男君、東京法

人会連合会常任理事、税制委員長中村重喜君、元税制調査会及び地方制度調査会委員三好重夫君、以上五名であります。

○委員長(大矢半次郎君) この際お詫び

金子佐一郎君、全日本自治団体労働組合中央執行委員長古部秀男君、東京法

人会連合会常任理事、税制委員長中村重喜君、元税制調査会及び地方制度調査会委員三好重夫君、以上五名であります。

○委員長(大矢半次郎君) この際お詫び

君を、第四に揮発油税法の一部を改正する法律案については日本トラック協

連合会常務理事小河原新一郎君及び

日本経済連合会事務局長加藤義雄

君を、第三にしやし織維品の課税に関

する法律案については日本トラック協

連合会常務理事小河原新一郎君及び

日本経済連合会事務局長加藤義雄

君を、第三にしやし織維品の課税に關

する法律案については日本トラック協

連合会常務理事小河原新一郎君及び

○政府委員(河野通一君) 逐条の御説明を申上げます前に、外國為替銀行法案を制定いたしましたに至りました経緯及びこれを審議いたして参りました経過を御参考までに一応申上げておきたまことに、この法案と別定、二点必要であります。

この沿革を制定したことが必要であるというふうな考え方方に大蔵省として方針をきめましたのは一昨年の中頃からであるのです。爾來そういう方針の下にいろいろ検討を資料について加えて参り、具体的にこれらの構想を法制化いたすことのため的具体的な構想等につきまして取りまとめて参つたのであります。こういった外国為替銀行の制度を整備いたしますための法制の制定ということにつきましてその必要を認めましたのは、我が国の経済の状態が特に貿易に依存することが非常に高い、そういつた我が国の経済の特色の下におきまして、経済の自立と発展を期して参りますためには、外国為替取引あるいは貿易金融についてこれを円滑に自主的に運営いたすことが必要であると考えられるのであります。そのためには広く海外の主要為替市場及び貿易市場に支店網を持ち、外國の為替銀行にも比肩し得るような十分の能力と信用を有する為替銀行の実現が必要とされると考えられたのであります。我が国の現状におきましては、近い将来において自然の推移のうちにこういつたような為替銀行の実現を期待することはなかく困難である。従いまして、以上申上げましたような要請に応じて参りますためには、新たに業務の主たる対象を外国為替取引及び貿易金融に置き、これらの業務

に専念をすることが必要である、か
のような考え方の下に外国為替銀行制度
というものの整備を図つて参りたいと
いうことにして参つたのであります。
この問題につきましては経済界特
に金融界並びに貿易業界等におきまし
ていろいろの觀点から意見が表明され
たしましては、この制度の確立を急速
に実現することが必要であるという結
論に到達いたしました。昨年の暮に、從
来から大蔵大臣の諮問機関として設け
られておりました臨時金融制度懇談会
という仕組がござりますが、この制度
には委員として国会議員の方々にも御
参加を頂いておるのでありますけれど
も、この金融制度懇談会を昨年の暮に
開いたのであります。爾来今年の初め
まで、三回に亘りましてこれらの問題
についての議論を戦わして頂いた次第
でございます。然るに本年一月の二十一
日に、臨時金融制度懇談会としての
この問題に關する答申が決定せられま
して、その答申が同日大蔵大臣に提出
せられたのであります。その答申の内
容は、資料としてお手許に差上げます
が、そのものの中に挿入してございま
すので、後ほど御覧願いたいと思うの
であります。が、かいづまんて申上げま
すと、外國為替銀行制度の確立によつ
て、外國為替銀行制度を整備しようと
する政府の原案については、これを妥
当とする、適當であるとする意見が比
較的多かつたが、これを妥當でないと
する意見もあつて、本懇談会としては
全会一致の結論には到達しなかつたと
いうことが全体をかいづまんだ答申で

それで妥当としないような意見の主なるものがこの答申の中に列挙されおるのであります。或いはこれらの制度を作るということは、現在の状況では時期尚早であるとか、或いはこれらの制度を作ることによつて却つて金融というものが不円滑になる虞れがあるのであります。なおこの構想に対しても、成をせられた方々のうちにいろいろな要望が出されておる。例えは、この制度を作つた場合におきましても、十分に一般の外国為替銀行との間に協調の関係を維持して、国全体としての外国貿易為替の金融の制度がうまく円滑に動くように配慮しなければならんといったようなこと、その他、この制度を制定し、実施をいたして行く場合における要望の意見が述べられておるのあります。これらの贅否いずれの意見にいたしましても、その要望なり批判として述べられておる点は、政府において十分にこれを配慮を加えて、この制度を実施いたして参りますためには慎重に善処することが必要であるというふうなことで、この答申は結ばれておるわけであります。以上のような答申を受けまして、今申上げましたように比較的の多数の方々の御意見がこの制度の確立について御賛成を頂いたということでありましたので、私どもいたしましては、速かにこの制度を法文化して、国会に御提案申上げました。法文を整備いたしまして先般国会に御提案申上げた次第であります。

以上が外國為替銀行法案を御提出の概略でござります。

条文の内容につきましての御説明は、これから加治木調査室長から御説明をさせることにしますが、条文 자체といたしましては極く簡単な条文であります。特に私から御説明申上げることもないと思いますが、逐条につきましてお聞き取りを願いたと思います。

○ 説明員(加治木俊道君) それでは法案の各条を御説明申上げます。

非常に簡単な法律でございまして、二、三カ条を除いては特に御説明申上げるほどの条文はないのです。が、一応読みながら、特に御説明申上げる点だけを説明を附加して逐条申上

けでみたいと思います。

ら申上げたように、特に御説明の要は
あるまいと思ひます。書き方は大体長
期信用銀行法に準じております。ここ
には長期信用銀行法に準じた書き方が
多いのでござります。

定義、第二条の、「この法律において「外国為替銀行」とは、第四条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。」それから第二項で、「この法律において「貿易金融」とは、輸出入取引のため直接必要な資金の融通をいう。」、第三項に特に「貿易金融」の定義を設けましたのは、あとで第四条に出て来ます、「貿易金融の業務を

營もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。その免許を受けた者がその外國為替銀行になるわけあります。そこで行うということがあるのです。従つて貿易金融の定義を法律上はつきりしておき必要があるというので、特に第二項の定義があるのであります。

第三条「外國為替銀行は、資本の額が十億円以上の株式会社でなければならぬ。」十億円というのは今の銀行法なり何なりの規定の資本の最低額に比べますと非常に高いようではあります。が、銀行法の資本の最低限は古い規定でありまして、昔の貨幣価値で表現されております。外國的な信用が、一つの銀行としてはより大きな意味を持たされなくとも、長期信用銀行に比べても、長期信用銀行よりも最低額が大きくなつておられます。対外的な信用が、一つの銀行でござりますので、特にこの点は十億円程度は少くとも持たせることが適当であると考えたのであります。

を受けなければならない。第二項に、「大蔵大臣は、免許を申請した者の人、的構成、事業収支の見込及び国際的信用に関する見通し、経済金融の状況その他を勘案し、その者が外国為替銀行の業務を行うにつき充分な適格性を有する」と認めた場合に限り、前項の免許をすることができる。「外国為替銀行の業務を行なうに際しては、専念して或いは貿易金融に専念しようといふ態度で免許しなければならないかと申しますが、この書類の方も長期信用銀行法に殆んど準じてあります。ただ長期信用銀行法の免許基準よりも一つ多いのは、「国際的信用に関する見通し」というのが一つ入つてゐるだけであります。これは外国為替銀行の性格上、これは一つの何と申しますが、外国為替銀行たる資格を得るために必要なそういう重要な条件であります。これは外國為替管理法にも、外國為替管理法上銀行は外國為替業務を當むについては大蔵大臣の認可を受けなければならぬことになつておりますが、その場合の許可に當つても大蔵大臣はこういつた要件を勘案することに當つております。考え方も同様なところに落着いておるのであります。

「2銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四条第二項（商号）の規定は、

第六部 大蔵委員会議録第十五号 昭和二十九年三月九日 [参議院]

「大蔵大臣は、免許を申請した者の中の銀行用いなければならぬ」。

外國為替銀行には適用しない。これは

外國為替銀行であるから外國為替銀行

という文字を用いさせればいかとも思いますが、外國為替銀行という商号

を用いさせるにしては少し商号として

は長過ぎるし、まあ銀行という商号で十分その実体を表わすに必ずしも不適

ではないと考えられましたので、これは銀行という文字を用いればよろし

いということにしたのであります。第二項は、ところが銀行法のほうでは、

銀行法で規定する銀行以外のものは銀

行といふ文字を用いてはならないとい

う規定がございます。ですから外國為替銀行でも銀行といふ商号を用いさせ

るためにこれを排除しなければならないのです。これは長期信用銀行と全く同じことであります。

それから第六条、第七条が業務でござります。これがこの法案の重要なボ

イントの一つでございます。第六条、第七条は要するにこういうことであります。

第六条は、この主たる業務といいます。第六条は、この主たる業務とい

う意味で、若干関連業務で、国内金融業

務といいますか、こういうものを掲げておられます。

第七条は、貿易金融を円滑にするためには、若干関連業務で、国内金融業

務ではあるかも知らんけれども、貿易

金融を円滑に行なわせるため必要ありと認めると、大蔵大臣は特にこれを認可して、外國為替銀行にその範囲の

関連業務を併せ當ませることができる。

併し大蔵大臣は又余り国内業務の

ほうへ、たとえ関連ある業務といえども突つ込んで入つて來ることは、他の

一般的の国内商業銀行との協調、及びこの銀行がそもそも本来使命とするところ

の意味で、純国内貸出ができる、そ

れから国内では十分に店舗網が張れないと困る。本業が疎そかになるようないい、そういう意味で実質的にはかなり

とがあつても困るというようないいことですね、日本の國に居住しない非居住者、外國政府又は非居住者との取引が行われていますが、特

別に外國で行う場合には、同条の業務を外國で規定する資金以外の資金に

対外的な取引、又は現在例えば国内で実際上の取引が行われていますが、特

別に外國での取引がござります、これも需のような取引がござります、これも

外國政府との取引でございまして、その意味ではやはりここでいう対外取引に入るわけであります。広くこの対外

的な取引をここでは包摵して、それに本業を円滑に遂行するため必ずしも関連業務を行なわせることが適當でないといふときには、大蔵大臣はこれの認可を取消すことができる、こういうことで制度の本業の趣旨からいながら、大蔵大臣はこれの認可を取消すことができる、こういうことと書きましたのは、要するに信用の供与ということでございます。法律上如何なる場合も信用供与である限りはやり得るように丁寧に並べてあるだけであります。

第六条に掲げておられますのは「外國為替銀行は、左に掲げる業務を當むことができる」、「一外國為替取引」、これ

は外國為替取引とは何ぞやということは定義いたしておりませんが、要するにこれは外國との間に行なわれる為替取引のところでございます。為替取引の意味は、銀行法で規定いたしております

為替取引と同様な意味に解釈されるべきであります。「二信用状に関する業

務」、これは信用状の発行業務でござります。それから「三輸出入その他の

対外取引のため直接必要な資金に関する

貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け」、若干こたゞして書いた

手形の引受け」、若干こたゞして書いた

から、必ずしも対外取引に関連する業務でなくともそういう信用供与は認めようにしてしまうじゃないか、こういう意味で特にしほつてはございません。まあ併し実質的にはそう大きな問題ではございません。併しいずれも同条の業務に妨げのない範囲でやれというふとになつております。第六条に掲げる業務に妨げのない範囲でやれ、本業を疎かにしてはいかんという意味であります。そういう場合には第三号に掲げる資金以外の資金というのですから、対外取引のため直接必要な先ほど申上げましたそいつた資金以外の資金の貸付、手形の割引、債務の保証、手形の引受け、そいつた資金に関する信用供与はやつてよろしい、又それに附隨する業務もよろしい、こういうことでございます。但し第二項で「前項の業務を営もうとする場合においては、外国為替銀行は、その内容を定め、大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。」認可を受けなくちやならん。「大蔵大臣は、外国為替取引及び貿易金融の円滑を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により認可した業務の内容を制限することができる。」先ほど申上げた通りでござります。

上担保附社債に関する信託業を営む場合、外債を外国で募集するような場合に、強いてそういうふたものは外国側の銀行に依存しなくとも、日本から出でるこういう銀行に依存する、そうしてその信用を利用する或いは店舗網を利用して、そういうようなことをやつてもいいじゃないか、そういうふたものは認めるが、それ以外の業務は営むことができない、こういうことあります。一般的な兼業禁止で、ただ例外的に外国で募集される外債に関する担保附社債信託業務を認めたのであります。

ます。例えば供託しろとか或いは優先権をもつた場合等の規定がござります。それは貯蓄銀行の業務を継承した外國為替銀行によるものでありますから、この第二項は殆んど働き得る余地は全くないと思ふ。第三項は、別措置で停止になつておりますから、これは實際はこの九条も十条も戦時の特例問題としてあります。銀行法第二十六条の規定によれば、當該外國為替銀行については適用されない。これも第二十六条ではどうかといふと、銀行がほかの会社になつた場合には、銀行は預金を集めているという特殊な關係で預金業務に関する限りは相変らず大藏大臣の監督下に入らなければ、前に銀行時代に集めておつた預金に関する業務については、それがきりになつたというような場合を予想すれば、前にも述べた通り大藏大臣の監督下に入るところが銀行が外國為替銀行になる場合には、相変らず外國為替銀行として同じようにといいますか、大藏大臣の監督下に入るわけがありますから、強いて第二十六条の規定を適用しないでもよろしいという趣旨の規定でござります。

度の規定、それから報告、それから帳簿、役員、それから休日、銀行には特別の規定がございまして、同じような規定がされる、それから大蔵大臣の監督、こういったことが皆準用されるわけであります。会社については外国為替銀行であると銀行であると同じような規定或いは監督の仕方でいいのであります。ただ同法第二十六条第一項中「他ノ業務ヲ営ム会社」云々という読み替えも規定が特に書いてございますのは、これは外国為替銀行が仮に一応、さつき引き上げたと同じことになりますが、他の会社に転換する場合にはどうするかと、銀行法の規定を一応準用しておりますが、要するに銀行らしからざる他の会社に転換した場合には、先ほど申上げましたようなことが必要になるのです。ですが、外國為替銀行が銀行法の監督下に入るからいよいよしなければならないわけであります。だから他の会社になつた場合といふのは、かれはどつちに變つても同じく大蔵大臣の監督下に入るからいよいよしなければならないわけであります。だから他の会社といふのは銀行以外、長期信用銀行を含めた他の業務を営む銀行以外の会社になつた場合にこういう規定になると、こういうふうに読み替えてくれと、いう規定でございます。

は銀行法の銀行ではない、併し特にほ
かの法令で断つていい限りは、銀行
とただ書いておるときには外国為替銀
行は含む、例えば一般の関係あるのは
金融統制法規でありますか、金融統制
法規で銀行と書き放しにしてあるの
は、銀行と外國為替銀行と特に区別し
て書き分けなければならん理由は余り
ないのであります。通常の場合、例え
ば金利を規定するとかいうような仮に
そういう金融統制法規がある場合に
は、大体銀行も為替銀行も又長期信用
銀行も同一に扱うのが通例であります。
従つて特に断つてない限り同一に
扱う、銀行とあるものは外國為替銀行
を含むのだ、こういうことが書いてあ
ります。但し、これは銀行法でいう銀
行法の規定の中ではあるが、銀行々々
という言葉をたくさん使つてあります
が、これは外國為替銀行を含めては困
るのであります。あれは飽くまで外國
為替銀行と違う国内商業銀行の基準法
でござります。それからもう一つ、外
國為替及び外國貿易管理法上は、これ
はあとで申上げますが、これは一般の
銀行、銀行法に基く銀行と外國為替銀
行というのは若干扱いが異つて来るの
であります。これは一般の金融統制法
規と違いまして、この外國為替に関する事柄であるから、従つて外國為替業
務を本業とする外國為替銀行と一般の
銀行の業務とは若干取扱いを異にして
おります。これはここで一々申上げま
せんが、あとで出て來るのであります
が、要するに今度外國為替銀行を作り
ますに際しまして、向うでは外國為替
管理法上外國為替銀行という言葉が今
まで使つてあります。それは外國為替

管理法上の特別の業務の認可を受けた銀行のことを外国為替銀行と称しておるのであります。そういう特別な認可を受ける必要があるのは、この法律に基く外国為替銀行でない一般の銀行の場合であります。そこでこの外国為替銀行に基く銀行は仮にこれを専門銀行と申上げますと、専門銀行は本来これを使命としておるのでありますから、又改めて向うで認可を受けなければならぬ、或いは場合によれば認可の取消を食らうということになりますれば、制度の目的を達成できないことになります。従つてこの銀行は特に向うの認可を受けなくとも外国為替業務ができるというふうにしたのであります。そうしておいて、向うの規定で特に認可を受けて外国為替業務を営み得る一般の銀行と、それからこの銀行とを併せて今までは外国為替銀行は單に外国為替銀行と称しておつたのを、外國為替公認銀行というふうに改めたのであります。これは附則に書いてありますか、便宜ここで関連がござりますから御説明申上げました。附則の五項でありますたかに書いてあります。これは外國為替銀行という名前になりましたので、今まで外國為替管理法上同じ名前を使つたのでは混淆するので分けたのであります。取扱いも特に外國為替専門銀行のような管理法上の特別の認可は要らない、但し一般の為替管理のやり方については同様の規定に服するのであります。業務を當むことにについて特に認可は要らないのですからして、その他の一般取引については外國為替管理法上の一般的規定に従うのはこれは他の銀行と同様であります。それから実施規定、罰則でございま

す。実施規定は、要するに必要な手續規定は大蔵省令で定める。罰則規定は長期信用銀行と全く同じ書き方になります。それから刑量の程度も全く同様でございます。

それから附則「この法律は、公布の日から施行する。」、第二項は、「二項が重要でございますが、「銀行がこの法律の施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた場合においては、当該外国為替銀行は、第四条第一項の規定による免許を受ける際に設置していた本店、支店その他の営業所のうち、第九条の規定に該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から三年以内の期間に限り、大蔵大臣の認可を受けて引き続き存置することができる。」これも先ほど申上げましたのであります。この法律の施行の日から三年以内に伴つて既存の銀行が外国為替銀行になることも予想して、転換の場合には、先ほどは業務の規定でございましたが、今度は店舗の関係でござります。店舗は第九条の規定によりまして、外国為替銀行は特別の所にしか店舗を置けないのであります。ところが今まで銀行が外国為替銀行に転換する場合には今まで持つておつた店舗のうちこの第九条の規定に抵触して置けなくなるような店舗が出て来るのです。それを直ぐやめてしまえといふのもこれはまあいわば生きものでございますから急にはうまく行かないであります。従つて一定の三年間の期間を限りますが、その期間内では大蔵大臣の認可を受けて引き続き存置することができる、それも特別の認可を受けなければならぬ。併しそれは如何なる場

合でもそうちかというと、この転換するのがこの法律施行後一年以内に転換するるようなそいつた場合だけに限つております。これは外国為替銀行法といふものは今までなかつたわけであります。今急にといいますか、今度新たにこれができることになるわけであります。従つてこの切替の際の暫定的な便宜措置であります。遠い将来ではそういう便宜の措置はやる必要はあるまいということがあります。それから第三項であります、ちよつとややこしいのであります。「前項の規定により大臣の認可を受けて存置した外国為替銀行の営業所については、当該外国為替銀行を外国為替及び外國貿易管理法第十条(外國為替業務の認可等)第一項の認可を受けた銀行とみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。」これはどういうことかといいますと、先ほど申上げましたように一般の銀行が業務認可と店舗の認可を受けるのであります。この店舗で外国為替業務を営む、そして又この店舗が業務をやめた場合はやめたという届出をしなければならない、それが外国為替管理制度第十条第三項、第四項であります。ところが外國為替銀行の専門銀行で申しますと、専門銀行は先ほど申上げましたようなそいつた認可が必要でない、従つて店舗も認可も必要でないことになつておるのであります。そうすると本来置けないところに切替えの場合に便宜措置として認めた店舗は、これは本来の店舗と同じようにやはり管理法の認可を受けなくて外国為替銀行業務が営めるというふうに扱うのは、その必要がないし又適当でないであります。その店舗について

は、それは一般の特に管理法上の認可を受けて為替業務を営むことができ、一般的の銀行法と同じように扱う、その暫定的における店舗に関する限りはそういう趣旨であります。

それから第四項から第九項までは、これはいずれも先ほど申上げました、の外国為替銀行法施行に伴つて必要な外國為替銀行法上の改正をやつたわけではありません。外國為替公認銀行といふものに改めたわけであります。それに関連する規定でございます。例えば四項は大蔵省設置法では「外國為替銀行」というものは「外國為替公認銀行」に改めるというふうに書いてあります。これは要するに大蔵省設置法第十三条第八号に書いてある「外國為替公認銀行」というものは、外國為替管理法上の外國為替銀行はこれを指しておつたのであります。それは外國為替銀行ではなくて、今度は外國為替公認銀行といふように呼んでもらわなければならないわけであります。ただ外國為替銀行といふことになると専門銀行ということになりますから、そのためのものであります。いずれもそうであります。要するに第五項は、先ほど申上げました為替管理法の改正であります。第六項は輸出保険法の改正であります。それから第七項は外資に関する法律、第八項は輸出入銀行法、第九項は外國為替資金特別会計法、いずれも為替銀行というものを為替公認銀行に改めたことによる必要な改正規定でございます。

第十項は、これは長期信用銀行法のやはり外國為替銀行法を施行するに伴つて生じた必要な改正であります。これはどういうことかと言いますと、ちょっととややこしいのであります。

中「第十五条第一項銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。」を「銀行法に規定する銀行をいう。」に改める。」、「銀行法に規定する銀行をいう。」として、「以下同じ。」がなくなつたということであります。先ほど申上げました通り、この一般的の法律でただ銀行と言つておる場合には、特に断らない限りはこの外國為替銀行を含むのだということになります。従つて第十五条で「銀行法に規定する銀行をいう。」と、長期信用銀行法第十五条以下においては常に銀行法に規定する銀行だけをこの場合のとて、これに関連するのは十六条であります。十五条はいいのであります。十六条はどういう規定かといいますと、長期信用銀行が他会社に、これはさつき申上げましたようなことがありますか」といふと、長期信用銀行法第十六条には、「長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合」というふうに書いてあります。そういうときにはこの預貯金及び債券に関する業務は特殊な業務だから、相變らず大蔵大臣の監督下に置く。従つて長期信用銀行は倉庫業とかデパートみたいなものに変つたときにはその規定はそのまままともに受けていいのだが、為替銀行に変つた場合にはこれはもう同じく大蔵大臣の監督下に入るから特別にこういう規定の適用を受ける必要がないの

じやないかというふうに思うのであります。そのためにはここでは「銀行以外の会社として存続する場合」というのですから、銀行はここで外してあるのであります。ところがこの「銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。」と十五条で言つてしましますと、ここでいう銀行以外の会社というのは、普通銀行行法の銀行だけになりまして、為替銀行はいわば銀行以外の会社のほうに入ってしまう。それでは困るから銀行以外の会社、「以下同じ。」を削りますと、第十五条だけが銀行法に規定する銀行という意味になるのだ。長期信用銀行法では、それ以外の規定では先ほど申し上げましたように、外国為替銀行法の本文のほうの第十二条の規定によつて、ほかの法律で特に断わらない限り銀行という場合には、外国為替銀行を含むのだということになりますから、それで「以下同じ。」を割りますといふこと、第十六条の今申上げました「銀行以外の会社として」という場合には銀行為及び為替銀行以外の会社としてということになるわけであります。ちよつとややこしいのですが、そいつたために設けました。

いうものを限ることは如何かと考えますので、常識的に考えられる当分にいたしましたのあります。その必要がなくなりました場合には当分の間というふれを法律によつて削るということによつてこの規定が動かなくなる、こうしたことでありまして、その業務の実能から申しますと、やはりここで一年以内に限つてとか或いは半年に限つてということがむずかしいために、当分の間という極く抽象的な彈力性を持つた書き方にいたしたのです。

○前田久吉君　ちよつとこれは続きで伺いたいのですが、仮に東京銀行が為替銀行に変つた、仮に東京銀行が為替銀行やるとして、その場合、固定した借入金とそれから手形の割引があるわけですね。割引というようなものはこれですぐとめられてしまうことになりますか。そういうことをやつておるところの事業は全部駄目になつてしまふわけですね。

○政府委員(河野通一君)　それは先ほど逐条説明で申上げましたように、新らしい外国為替銀行の業務は第六条、第七条、第八条に規定いたしてあるわけであります。この規定に該当するものにつきましては勿論問題はございませんし、この規定に該当しない業務が仮にありといたしました場合におきましても、この十条の後段によりまして、某々銀行が外国為替銀行になりました場合におきましては、やはり前述しないものでありましても、やはり当分の間はその外国為替銀行は行なつて来てよろしい、この前段と同じように

取扱う、こういう趣旨であります。いましてその当分の間といふものを御質問がありましたように、どういふうに読みむかによつて相当達つて参りますが、私どもは現実の業務が支障を起すことのないように、つまり過去において契約されておりましたものがいかんでできなくなつて非常に支障を及ぼすといったようなことのないよう、この当分の間といふ規定を運用して参りたい、かように考えておる次第であります。

易の実情その他から見て適當と思われるような数にいたして参りたいといふことがあります。率直に申上げまと、現在のような貿易の状況及び我が国の経済の実態から申しますならばここに書いてございます外国為替業者を専門といたしまする銀行は、当面は一行を出でないであろう、実際間として、かよう考へておられます。お、懇談会における各委員の御意見うちにも、当面のこところといたしましては、やはり専門銀行は一行に限るべきだという御意見が非常に多かつたうに私は記憶いたしております。併ながらこれは現在の貿易の状況そのから来るのでありまして、将来に亘て必ずしも永久に専門銀行は一行でなければならんということにいたすことは必要ない。将来の貿易の発展その外の状況から見て適當であるとするならば、複数の専門銀行を認めて差支えをなす、こういう觀点に立ちます故に、法律の建前としては複数、一行に限らず、こういうことにいたした次第であります。

ますが、一つは、この制度を法制化して批判的意見があるところにつきましては、できるだけその意見を汲み入れて、円満なるこの法制化が実現するようにされることが望ましいということ。もう一つは、この法律が国会を通過いたしましたあとにおきまして、法律なら法律としてでき上つた後において、実際に為替専門銀行を運営いたしまして行く、これを動かして行くことの過いたしましたあとにおきまして、法律で、実際には銀行の協力が得られるような方法を講じて参りたい、又講じて行くべきである。この二つの問題点があるわけであります。前者につきましては、この答申を頂きました後、大蔵省といましたとしても、こういう懇談会において批判的な御意見を持つておられる方々、方面とはいろいろな形で数回に亘つて懇談を続けて参りました。完全なる意見の一致というところまでは参つておりませんが、だんん、私どもの意図するところと、これに対しても批判的な意見を持つておる方々との間の考え方の相違というものも、相当何と申しますか、近付いて、相違が相當狭ばまつて参つたというふうに私どもは考えております。

○政府委員(河野通一君) 私どもはこの説明を願います。この説明をいたしました臨時金融制度審議会の運用については十分に、從来からよく言われております審議会等についてつまり政府が天降り的にそれを審議会に押付けて、それをただ全会一致で確認をするというような形において、審議会というものがやもすれば運用されておるという批判があるので、この懇談会につきましては、從来からできるだけ自由に御発言願つて、必ずしも政府の意見にそのまま百分の一御賛成頂くということを前提としてこの懇談会を運営して行くこと、これは考えて参つておりません。現に一昨年でありますか、この懇談会にお諮りをいたした、俗な言葉で言われておるいわゆる金融三法、この問題を私どもは諮問いたしたものであります。が、これにつきましてはその懇談会の結論は、もう少し慎重に検討を要する、こういう御意見を頂いておるのであります。政府の説明をいたしたものに対しても賛成であるという意見は私は頂いておらんのです。そういつたこともございまして、私どもは必ずしもこの懇談会の運営として全会一致の結論が出なかつたということは、どう不自然なことでも私は必ずしもないと、かようにも考えております。

度というものを、よりよい金融制度べきである。こういう考え方によつております。而もそれによつてマイナスの要素が生ずるならば、これは必ずしも早急に急ぐことが適当でないといふ議論にもなりますが、私どもといったしましては決してマイナスはない。少くともよりよい制度であるならば、一日といえども早くこれを制定し、実施に移すことが適当であろうという考え方方に立つております。

私どもはこの専門銀行を作らなければならぬと考えました理由につきましては、先ほど若干申上げておいたのであります。これが更にやや法律的と申しますと恐縮でございますが、法律的な点から申上げてみたいのであります。が、第一は、我が国の内外の情勢から見て、外国為替及び貿易金融を専門に取扱う、これを専担をいたす、専担と申しますのは独占するという意味ではございません。これを主たる業務として専念をする銀行というものの設立が必要である。これが第一点であります。然らばそういう外國為替取引或いは貿易金融に専念をする銀行といふものを作るためには、現行法の下においてこれを作ることは適当でない。そのためには或いは先年制定をみましたが、そのような長期信用銀行法の方式、そういったそのための特別の法律の制度の確立が必要である。単なる銀行法の運用によつて今申上げましたような意味の専門銀行の制度を育てて行くこととは法律上非常に困難がある、適当でない、こういう判断に立つておるのあります。実体論は先ほど申上げた通りであります。その上に今申上げま

した法律的な立場からもそういう特適な法制を作ることが必要であり且つ適当である、かように考えた次第であります。

次に御質問の点は、然らば今後新らしく作らるべき新らしい為替専門銀行と他の外國為替業務を行なつて行く一般の銀行との関係及び外國銀行との関係はどうであるかという御質問であります。この点は私どもとしては具体的にはお手許に差上げてあります要綱の中に書いてあります通り、第一の一 般の外國為替銀行との関係は「その資料の一一番初めの紙であります、「外國為替銀行制度の整備について」と書いてありますものの3にその問題についての関係を書いてあるわけであります。既存市中が為替銀行については、その能力に応じて外國為替取引及び貿易金融に従事せしめ、為替専門銀行に對し競争と補完の余地を与える。」このことはどういうことを意味するかと申しますと、新らしくできるいわゆる専門銀行は決して外國為替業務を独占するものではない。従つて從来からあります市中の為替銀行といふものは、その能力に応じて外國為替業務を行なつて行くのである。このことは何ら新しい専門銀行に独占をさせる必要といふことは弊害があるという考え方によつておるのであります。

然らば競争と補完の余地を与えて行くということは、現実にはいわゆる専門銀行と市中の為替銀行との間にどういう差異があるのかという問題であつうと思いますが、これは私どもが先

ど來申上げておりますように、外國為替取引及び貿易金融に専念をして行く金融機関ということである。これを育成いたしますために独占的な差別待遇をすることは考えない。更に具体的に申上げますならば、このいわゆる専門銀行を育成するために、他の一般外國為替銀行に対するのと質的に違つた待遇は与えないと。外國為替業務に関する点で質的に違つた待遇は与えないと。併しながら量的にはその外國為替業務の量に応じて相当違つた取扱がされることはあり得る、こういうことであります。これを具体的に申上げますならば、現在政府の持つておる外貨、これを各為替銀行に預託或いは預金をいたしております。この預託をいたしますのに当りまして、できるべき専門銀行だけに預託する、ほかの為替銀行には一切預託をしないということに仮にいたしますならば、これは私は質的な差別待遇であろうと思ひます。それから各銀行に預託をするけれども、その預託の金利を変える。例えばいわゆる専門銀行に対しては年に一%で預託をするが、その他の一般の為替銀行に對しては二%で預託をする。同じ性質の預託金について金利の差を付ける、これも質的な差別であろうと考えております。併しながら専門銀行に対しては仮に千万ドルの預託をするけれども、市中の為替銀行の或る一行に対してもは百万ドルしか預託をしないといつたようなことであるならば、これは私は量的な差別であろうと考えております。

をいたしておりますが、この再割の量が専門銀行につきましては非常に多くなるけれども、他の一般為替銀行に対する貿易手の割の量は余り多くならないといったようなことであるならば、これは量的差別である、かように私どもは考おるのであります。

ただ問題は店舗であります。こまでは私どもは海外における店舗について、この制度ができ上つた暁におきましては、いわゆる専門銀行に 대해서は海外の支店というものは優先的に認めて行くつもりであります。それが為替専門銀行というものを作つて参ります。この制度の一つの大きな特點にもなつておるわけでありますから、これは優先して認める。併しながら他の一般の市中為替銀行に対して外國への店舗の設置をすべて認めないといふことは、それはその範囲においては或いは質的な差別と申すことができるわけであります。外におきましては、業務の実体において質的な差別を付けるということは考えておりません。例えば戦前におきますとする横浜正金銀行に対して他の銀行に對しては与えられなかつたような低利の資金

が日銀から供給されておつたといつて、他にどうな意味合いの処置はこれはいたつもりはございません。

ただ一つ今申上げました店舗のほかに、業務の内容といたしましては、それ外における国庫代理店はこの専門銀行に扱わしたいこれが質的な差別待遇であるということありますならば、その限りにおいては質的な差別待遇であると申せないこともないかと思います。この点ははつきり国庫代理店としてこの専門銀行にやらせるという考え方方に立ちたい、かように考えておる次第であります。

次に外国銀行との関係はどういうふになるかということになりますが、これは私は特にこの制度ができたかでできなかいかによって外国銀行との制度上の関係については特別変ったことはないと考えます。併しながらこの専門銀行が将来海外に非常に多くの店舗を設置する、或いはその信用が非常に向上していくことになります。併しながらこの専門銀行が外國銀行を通じていろいろな当事者間の話合によつてこの専門銀行に移つて来るという方面が量的には起つて来る。又そういうことが円満に行われるならば、私どもは望むべきことではないかという点の問題があるかとす。

それからもう一つは、この為替専門銀行ができた後におきましては、現在外国銀行に対して政府の持つておる外貨が相当預託されておる。これを一挙に引揚げて、この専門銀行に全額預託するのではないかという点の問題があるかと

思います。この点は私どもとしては、の専門銀行ができたからといって直に外國銀行に預託されておる外貨を揚げて、本邦の銀行に一挙に移すとしたようなことは毛頭考えておりません。今後の話合いによつて逐次これの問題の解決には進んで参りたいと思ひますけれども、極端な措置といふことはこれはとるべきでないし、又ういう措置をとらうとも思つていゝ、かように考えております。

なお、まだ今の御答弁でわかりません点がありましたら、又御質問にて御答へいたしたい、かように考えます。

○堀木謙三君 ついでですからもう一つ、今言われたことについてのいろいろな疑念もありますが、さつきお尋ねしたうちで、今度できる専門銀行の構造についてははどうか、どういうふうな設立を考えておるか、資本の構成その件ですね。

○政府委員(河野通一君) これは私政府委員として非常に水くさい御答弁を申し上げることになるかと思いますが、具体的に、既存の銀行のうちの為替専門銀行への転換ということが私は望ましいと考えております。そのことと、この要綱の中にもはつきり既存の銀行の能力を十分に活用して行くという態度を加えるべきであるということをお述べおるのであります。現実にどの銀行から正式に何らの申出もまだ受けおりませんし、私がここではつきりしたことを申上げることは差控えたいと思います。併しながら先ほど来申上げましたように、仮に既存の為替銀

行のうちの或る銀行がこの専門銀行に転換いたします場合におきましては、先ほど来お話をありましたように、資金の点において或いは人的構成の点においてできるだけ各界との協力関係が維持できるような方途を考えたい。そのためには具体的にどういう資本構成にしたらいいか、或いは人的構成を考えたらいいかということにつきましては、今後の具体的問題として考えて参りたいと思つておるのであります。例えば資本金なら資本金は一体何億の資本金を予定しているかということにつきまして申上げられることは、私どもとしてはできるだけこの銀行の対外信用を維持するという点から見て、資金は多ければ多い程よろしい、かようになります。又その資本構成も各界の協力關係というものが維持できるような資本構成が望ましい、かようになります。具体的な点につきましては、更に今後この法案が成立いたしました既において、この銀行への転換を希望する銀行というものが具体的に出て参ると思いますから、その際に出て十分に具体的にきめる、かようと考えております。

目的を達成するかどうかかということが現われて来ると思うのです。それがわからないと、ただ法律の表面的なものでは、実際とは関連性が少くなつて来る。だから特殊銀行の設立と同じよう考へるとすれば、どういう特殊銀行を作るのだということが裏になれば、実際は水みたないものを僕らは聞いていることになる。ただあなたとしては非常にそれがむずかしい、デリケートだと言われるけれども、どうも私は立場がわからない、と同時に或る程度はもう誰も知つてることなんですね、そう言つては悪いけれども……、その点は大蔵大臣なら大蔵大臣とお打合せの上ではつきりここで、法律ができましてと言つてはいる義理合いのものじやない、こう僕は考へるので、特に御注文しておきます。で今は御説明できにくい、お打合せも足らなくて何かも知れないし、又場合によつては大蔵大臣にこれは出て来てもらわなければならんと思うのですが、ただ先ほど言われたように、現在の外国為替業務をやつてゐる銀行との関連について為替専門銀行に特殊な取扱をしないとすれば、量的なものだ、それから店舗の上の制限、それから国庫金の取扱だ、こういうふうに言われる。そうすると答案にあるように量的と質的というものが実はそこで變つて来るという問題もあると思います。と同時に率直に言えば、今は外國為替銀行は、その海外における国庫金の取扱をしている銀行だけが儲かる、利益が得られる、商売も成立つて行くという状況だと見えるが、そういう点になつて来ると実は余り優先的に取扱われないというのだ

が、優先的じやないか、現実の事実としてそういうことが言えるのじやないかと思ひますが、その点についてはどうなんですか。

○政府委員(河野通一君) 国庫代理店の取扱を専門銀行だけにやらせるといふことが單に質的なフェアーバーである。ということなら、質的なフェアーバーと申上げざるを得ないと思いますが、併し今お話をのように、現在東京銀行がニューヨークその他のござつて外債

の関係の支払事務をとつておりますことは御承知の通りであります。この関係の利益が非常に多いか少いかという問題は、なかへ、これは計算がむづかしいのでありますて、仮にそれから出て来る利益が非常に不當に多いとか、或いは馬鹿に甘い条件で國庫が利益を与えておるというようなことが反古にあります。

とすれば、私はやはりそれは国庫の条件を変えるべきだ、かように考えております。今のところでは、たまくインシャルのファンドというものが相当に多額に投入いたしましたために、一時それが非常な潤いが出たよう見えましたけれども、この外債の関係の取扱い

折といふものは長年に亘る実は問題でありますし、それをならして見た場合に、果してその条件が甘いか辛いかと云ふことは、その個々によつて判定しなければならないと思うのであります。仮に甘いとすれば、仮に国が特別にその銀行だけに特別のフェーバーを与える、そういう意味のフェーバーを与えるべきじやないと思ひますから、若しこれが甘いとすれば制限しておる。現在のところでは私は甘いとは考えておりません。そういうことで國庫代理店、今國債の代理店であります

が、この取扱を他の一般為替銀行に譲り受けた。

的処置で以て呵止でもできる。二つ、

東山の形文ノ二三四

めないと、ことによつて質的なフェーバーであるといふことがありますればこれは質的なフェーバーである、こ

うふうなあがれが僕は……、あなたの言つたことが行政方針だという保証が、たとえあなたでなくとも、大蔵大臣が

該語の形なりその他記録に残るといふことによつて、私はこの問題に対する今後の方針というものがはつきり監視もされ、確認もされるということである。

う言わざるを得ない。こういふことは先ほど申上げた通りであります。

ここへ来ておつても、大蔵大臣の行政方針だけできまることの保証をどこに求めるかと、こうすることは一つもない。じやありませんか、こう言わざるを得ない。みんな行政方針になつておる。そういう点についてもこの法律を

るというふうに、私自身は固くそういうつもりでやるつもりであります。私が
板に突きました場合におきましても、
やはり国会において責任者の答弁した
ことははつきり将来に亘つての方針と
して持続されるものだというふうに確
信、ござります。

だからさつき言われたようす内外の慣習に従うべきだとしたが、おたかのいぶらに何に顧みてとか、現在の銀行方式では賄えないとか言いながら、今まででは事実これはみんな同じ方式で、専門為替銀行を作らない方式で來ておるが、ここで切替えるわけです。實際を言うとそれだけはもうはつきりした事実だ。そぞするどどうも成るべく從来のフエア。

見であるらしいよ。それで僕はそういうことわからぬし、みんな行政方針に任されて、実質は、而も単独の為替銀行がてきて来るというような姿だと、どうも君の話を聞いてたって、銀

○堀木錦三君 私は銀行局長の誠意は
疑わないのですよ。又速記に残るのが
尊重されればいいのだ。ところが總理
大臣以下はこの前の国会で言つたこと
を次の国会で変えておる時代なんだ。
率直に言えよ。そうしてあなた自身の
真意は疑はないのですけれども、大臣
が又いつこそこそ言つてゐる

コンディションは残して行きたいよう
な気がしながら、又そういう形をとり
ながら、変更の際だから、それで為替
銀行に対するファーベーをやりますと
いうことははつきり言えない。だもの
だから量的とか質的とか、これは大し
た差じありません。これは寺崎なフ

やはり今お話をのような点は法律にはなかなか書けないことであると思います。その点はやはり国会において私のような小官が申上げるのじや非常に御信用が頂けないと思いますが、大蔵大臣等がとにかく国会において

エーベーになりますなら、その点は考
えなければなりません。こういうのだ
な。そこに僕は為替銀行をお作りにな
るのならどういうふうに将来持つて行
くのかというはつきりした、この切替
えのときだからはつきりした考え方が
あつて然るべきじゃないか。それから
先ほど言われた量的、質的な優先を認
めないで、成るべくエア・コンディ
ションに近いもので行く、普通の商取引
に準じた形で行くというふうに言われ
ても、今後あなたの方の行政処置で何でも
ある。さすがに言いまして大蔵省の行

御答弁申上げ 而も述話にはござり
載つておるということは、やはりそ
の行政方針に対しても相当な責任を持
たなければならないということである
うと私は思うのであります。技術的に
今申上げたようなことが法律に書ける
ならば非常に結構だと思いますけれど
も、いろいろその点を実は研究いたし
ております。技術的ななかへそうち
いうことは法律に書けんで私どもは何
もここで言い加減のことを申上げて、法
律が通つたら勝手気儘なことをやろう
とは毛頭考えておりません。議会の御

直に言えれば、或いは大蔵大臣が変つたときに政策が変えられるかも知れなけれども、法律に基いたところの一つの根拠を持つていて、又何かあれば別だ、こういう気がするのですよ。そういうと甚だあなたとしてはよるところを知らないと、こういうふうに言われるだろうと思うのですが今のような制度である以上、一応総理大臣なり大蔵大臣の言うことを信用しなくちやいけないと思うが、しばくそれが違つているのですね。而もこれは一つの金融制度の変転なんだ、變りなんだ、確かに從

を作るなら作りなさい。併しどれだけエーバーを与えるのですか。与えなくちや成立たないという気がするし、それだけの変りがあつて、どれだけ変化を起してどうなんだというふうに一応は考へる。どうもそういうように考へて行くと……、余り細目に今日は質問に入りませんが、そういう根本的問題というものがどうしてある。まあ私は今日しやべついても困るだらうから、一應この程度にして質問を保留しておきます。

○青柳秀夫君 今度の外國為替銀行法案をお作りになつた趣旨は、要するに日本貿易の進展と云ふことが狙いであります。まあ、今度の法案における銀行、それは今の質疑の中に大体の構想が出ておりますけれども、その新しくできる銀行で目的の完遂ができるお見込です。

○政府委員(河野通一君) 私はこの為替専門銀行を作ることには、今お話を

のようにやはり我が国の貿易の進展、

経済の自立ということに寄与するため

にこういうものを作つて行くことが必

要であらうという觀点に立つてその点

は申上げておることは先ほども申上げ

た通りであります。ただこの為替専

門銀行を作つたら途端に日本の貿易が

非常に伸びる或いは経済の自立が非

常に伸びると思います。貿易

全体については、これは相手のあるこ

とでありますし、又国の中でも金融以

は、これは遺憾ながらなか／＼申上げ

ることはむずかしいと思います。貿易

全体について何もしなくてこれだけで

いいと思いませんが、何となしに生ぬ

るつこいような気がするのです。なぜ

私がこれで貿易の進展ができるかと申

上げたのは、非常に期待するところが

いは対外的な支払条件の問題であると

か、いろいろな問題がございまして、

これらの貿易振興或いは国際收支を改

善いたして行きますためのいろいろな

措置が並んで行われなければならん。

併しそれらの措置ができなければ、外

國為替専門銀行制度を作ることは意味

がないかというと、私はそうじゃない

と考えておるのであります。これらの

措置も並行して行われることが望まし

いけれども、これらの措置と共に外国

為替専門銀行の制度と金融面からの制

度の確立、これもないがしろにして

はいけない。今後の貿易の発展、國

際収支の拡大的な均衡というような点

から、この専門銀行の制度というもの

が非常に寄与するものであるというこ

とは私は疑つております。併しそれ

だけが唯一で万能というわけには参ら

ない、こう申上げます。

○青柳秀夫君 勿論私も簡単に申上げ

たので、そういう点はむしろ為替銀行

よりは日本の国内の経済といいます

か、産業全体の振興ということが必要

なんですから、それと関連性がないな

んということは絶対に考えておりませ

ん。ただ問題は、為替銀行が問題にな

りますから、それと関連性がないな

い。言えれば横浜正金銀行のようなものに本

質はして、併しそれはまあかの銀行

との関係もありますから、むやみに一

つだけの何といいますか、利益のため

ではありませんから、それと関連性がないな

い。言えれば横浜正金銀行のようなものに本

質はして、併しそれはまあかの銀行

との関係もありますから、むやみに一

つだけの何といいますか、利益のため

ではありませんから、それと関連性がないな

い。言えれば横浜正金銀行のようるものに本

質はして、併しそれはまあかの銀行

との関係もありますから、むやみに一

つだけの何といいますか、利益のため

ではありませんから、それと関連性がないな

い。言えれば横浜正金銀行のようのものに本

質はして、併しそれはまあかの銀行

との関係もありますから、むやみに一

つだけの何といいますか、利益のため

用銀行のように複数のものを今にわかつて専門銀行として育て上げるということはなか／＼困難であり、又その必要もない。現在のところでは私はやはり単数でいいのである。又それ以上のものを作ることは適当でないと考えますが故に、当面いたしましては、やはり外國為替専門銀行なるものは一行にならうと思います。恐らくそういうことにならうと思いますが、そうなればといつて、私は制度としてこれをそういう国家的な色彩の特に強い特殊銀行或いは政府機関のようなものにするといふことはこの際適當でない。こういう考え方方に立つて先ほど來御説明申上げておるような構想をきめたわけであります。

従いまして私どもは、その枠の中ににおいて今後一般の為替銀行と相競争の立場に立ちながらこれらの銀行が外國為替及び貿易金融の面において非常に大きな指導的な立場をとつて活動していく、こういうことに育て上げることについては、私は必ずしもこの際特殊銀行としてこれを性格付けることが必要であるとは考えていないのでござります。尤も臨時金融制度懇談会におきましても、或る一部の委員からは、為替銀行制度を整備するというのならば、徹底して独占的な為替銀行を作るべきであるという御意見もありました。併し私はそれに対しても答えたのであります。が、為替銀行、外國為替業務といふものの性質からいつて、そういった独占的な形でやらなければならんということは何もない。これは非常な特色を持つた業務でありましけれども、やはり短期の商業金融の一つであることには間違いないと思う

れを独占して、他の銀行には一切外国為替業務を取扱わせないという意味の独占的な銀行制度を作ることは適当ではないし、そういうことは日本の経済全体にとりマイナスであるという考え方には私どもは立つてそういう御答弁をして来たのであります。その考え方は現在においても變つております。

ただもう一つの考え方から、この専門銀行に對して為替の中央銀行、つまり国内の金融に対する日本銀行のようない立場において外国業務に対する中央銀行的な役割をこの専門銀行に与えるべきではないかという議論が私はあると思います。この議論につきましては、私は結論を先に申上げますならば、これは反対であります。なぜならば、中央銀行としての日本銀行は單に国内における金融だけの中央銀行として作用をいたすことでは中央銀行としての作用は十分果し得ない。従つて私どもはやはり外國為替の面においても中央銀行というものがやはり為替の管理なり或いは為替の集中なりといふ点については、仮に政府以外のものがこないう作用を營むことが適當であるといたしました場合には、飽くまで中央銀行である日本銀行が行うべきであつて、こういう為替専門銀行がそういうことを行うべきでない、かように考えておりますが故に、今申上げたような為替の中央銀行、日本銀行が国内の金融の中央銀行であるのに対立して為替の中央銀行としてこの専門銀行を性格付けるいうことも私どもは反対であります。こういう立場に立つて今御提示申上げておるような構想を決定いたした次第でございます。

○青柳秀夫君　いま一つだけお尋ね
上げたいと思うのですが、それは私
質問が、或いは誤解を招くといけな
と思つて、いま一回お尋ね申上げます。
私もほかの銀行全部を禁止すると
という意味では毛頭ございません。
だ外国との関係でございますから、
つだけ少し有力なものを作るのが日
の貿易進展に必要じやないか、殊に現
在はいわゆる為替相場というものがま
まつております。三百六十円とかや
何とかきまつておりますから、現在に
おいては或いは必要でないかも知れぬ
せんけれども、これがレートが毎日變
くとなれば、何か基本になるものか
ければ、ほかの銀行の三井、三菱或は
は富士、住友とか、或いは昔で言えど
朝鮮、台湾というようなそれらの支
替銀行が正金のレートを中心に大幅に移
場を立てていたのですから、そういう
を作れという意味ではありませんけれども、勿論ほかの銀行の海外における
活躍を阻止するというような意味では
りますから、私は強いて特權的な銀行を
もののがなければ非常にほかの銀行も困
るわけです。ですから国情が違つてしま
りますから、私は強いて特權的な銀行を
を作れという意味ではありませんけれども、
どうも、勿論ほかの銀行の海外における
活躍を阻止するといふ意味では、ちつとも
ちつともありません。そこは誤解のな
いようにお聞き取りを願いたいのであ
りますけれども、ただ如何にも何の武
器も持たせないで、今御答弁を伺つて
おりますと全然ほかの銀行と……、堀本
さんとの質疑ですけれども、そつなる
と何も今度できる為替銀行といふもの
が内地で店舗を制限されるだけで、海
外で一つも有力な力はない、それで日本
でここのこところにあるように、外国の
銀行に負けないよう、比肩し得る力
のある為替銀行の出現が望ましいとい
うようなことを言われておるのでですか

ら、そこで私はこういうやり方でこんな期待される銀行が一体できるのがうか、こういうふうにお尋ねを申上げます。望むらくは他の銀行に対する打撃を与えるのじやありませんで、本の貿易業者全部が喜んでこれに協し得る力のある銀行ができるよう配慮が願いたい、こういう意味で局に伺つておるわけであります。

○政府委員(河野通一君) 今御質問点は私ども全く同感に實は考えておます。而も私どもの考え方では、今御申上げましたように私どもはできるて、十分に海外に対してこの法律が行いたしておるような機能を果すたに別に支障は起らないだろ。先ほ明申上げましたように私どもはできるけそういう強力な銀行の出現といふことを期待はいたしておりますが、申上げましたように私どもはできるだそのために、強力な銀行を期待すがために他のすべてのことを考慮しないで行つてよろしいか、或いは対外的な何と申しますか、印象、つまり相の国がどういうふうにこの問題を受けるかといったようなこととか、そうつた問題についてもやはり一応配慮して、その中でできるだけそういった条件の中で考慮しながら成るだけ強力なものに育てて行くにはどうい方法がいいかというところに私どもは出発しておるのであります。特に日本としてこの専門銀行に対して期待するところは大きいと共に、他の一般の為替銀行がその能力に応じ、その過去の取扱い関係を通じて、十分に海外に対して活動して行くということも併せて私どもはこれを促進して行くことが適当であるとうと考えておりますが故に、これがこの専門銀行とこの専門銀行ならの一葉の為替銀行との間の現状をきかれた

る銀行とが全体を合わせて日本の貿易なり為替取引といふものに對して非常に強い地位を、地歩を築いて行くといふことにいたしたいと思います。その中でも勿論専門銀行がますべく重要な使命を担うものであるということは申すまでもないのです。これらの全体の問題或いは条件、情勢を十分に考えて、御提案申上げているような程度の取扱いによつて、今申上げましたような目的は達成できるのであるといふふうに私どもは考えております。なお御意見の点は十分私ども汲み取りまして善処いたしたいと考えております。

○青柳秀夫君 いま一言附加えさせて頂きたいのですが、その資料を頂きましたのに外国の銀行が相当ございます。これと戦前の比較がありますけれども、戦前における行數、店舗の数が非常に少い。ところが現在においては非常にたくさん載つております。それに対比して日本のほうは逆に減つてゐる、これはこの金額を頂戴しておりますので、この貿易の取扱が日本の銀行をひつくるめて幾ら扱つていて、外國の銀行がどの程度扱つているかはつきりしませんけれども、何となしに受けた感じとしては、全く國力の相異で日本の全部の為替銀行の力が弱まつて、外國の銀行が非常にたくさん扱つてくれるような気がいたします。何とかしてこれをもつと日本の銀行に扱わせるようになつて。これは船の問題なんかもございましようけれども、そういう意味で一つ全般的にこの銀行だけをよくするという意味でございません。全体の貿易関係の銀行が進出し得るようになつて、この一点だけ申上げて質問を打切りま

す。

○小林政夫君 金融制度懇談会へ今までの専門銀行を諮問するときにも、今日までの懇談会の運営では見られない一つの異例な措置が起つた。と言うのは、大蔵当局が非常な冷感度といえれば程度ですが、利害関係人である外國為替業務を行ふ十二行を全部臨時委員にして、そうして諮問をした。こういうことについては、本来その十二行の非常に反対意見を前以て持つておる人を委員に取上げて、そうしていろいろ／＼ディスカッションしたというところに、この結論としてはこういうことにならざるを得ないような一つの潜在要件もあつた。そういう点について例えれば前に長期信用銀行法を審議するときには、利害関係人は明らかに二人ある。けれども一人しか委員には出でていない。こういうような扱い方から考えて、今回特にそういうような臨時委員に該当者全部を委員に取上げてそうして諮問した。その金融制度懇談会の運営の仕方というものについてどういうお考えですか。

○政府委員(河野通一君) この問題につきましてはいろいろ／＼私どもも考えたのであります。二つの点で実はあります。一つは、この為替信用銀行といふ法律が非常にまあいわば専門的な法律であるという点が一つと、この点はやはりそういう立場からいろいろ議論をされる、その賛否いずれを問わず、いろいろ／＼議論をして、御意見を言つて頂くことがやはり金融制度懇談会全体を公正に運んで参りましたために適当であるのじやないかと、うに考えたのが一つであります。それ

からもう一つは、殊にまあ今小林委員の言われております点は、銀行が多いの点につきましては実はさつくばらんに申上げますと、銀行の中での為替銀行制度というものに対し一致した実は結論を出でらなかつたわけであります。この外國為替銀行となつておられます各銀行の中でもこれに賛成をする銀行と、これに反対をする銀行とが結構であつたわけがあります。これが非常に多かつたのであります。これが金融界として一致した意見でありますならば、一人で実は代表して頑いで結構あります。そこには余り從来の構であります。各個人が、特に特別農業所得者というよう

べきだと思うものは説明員から受けております。まあ内容的には余り從来の

とで、一応は説明を聞いておいて然る

べたところ扶養親族につきましてはそ

のところ扶養親族につきましてはそ

うことは酷になると考えられます。の所得額が三万五千円以下という場合におきまして扶養親族としての取扱い

をやつておるわけでございますが、今

回基礎控除、扶養控除等の引上げに伴

います。これは九条の三でござい

ます。新旧対照表の十七ページでござ

ります。今回所得の計算につきまし

て、山林所得につきまして分離課税を

するという改正をしようとしておるわ

けであります。これに間に連いたしま

して、損益通算の規定の改正をしよう

として説明いたさせます。

○説明員(白石正雄君) 先ず所得税関

係から要綱に漏れております主なる事

項について御説明申上げます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 第一課長

をして説明いたさせます。

○説明員(白石正雄君) 先ず所得税関

係から要綱に漏れております主なる事

項について御説明申上げます。

○説明員(白石正雄君) 第一課長

をして説明いたさせます。

○説明員(白石正雄君) 先ず所得税関

係から要綱に漏れております主なる事

項について御説明申上げます。

○説明員(白石正雄君) 先ず所得税関

係から要綱に漏れております主

りまして、後年度の所得との関係の調整を外す、こういうことにいたしたわけでございます。これが変動所得の主要な改正点でございます。

第六は、配当控除の中告がなくても認めることとした。現在におきましては基礎控除以外の控除につきましてはすべて申告がなければ認めない、こういう建前をとつておるわけでございまが、配当控除はいわば法人税におきまするところの源泉課税したものをお返す、こういう関係に立つておるわけでございまして、そういう意味で申告がなくても控除をする、こういうふうにいたしたわけでございます。

それから第七番目は、非居住者に対する課税方法の改正でございますが、これはいわゆる制限納稅義務者の課税の方法に関連いたしまして、今まで十七条におきまして分離課税をやつておりますわけでございますが、この分離課税の問題に関連いたしまして、本法施行地に事業を持つておるという場合におきましては、これは総合をして分離課税をしない、こういう意味の改正をしておるわけでございます。

次に第八番目は、青色申告書の提出の承認申請書等の提出期限の延長でございますが、これは青色申告書を提出いたしました場合におきましては、前年の十二月三十一日までにその承認申請書を提出しなければならないわけでございますが、これを今回三月十五日まで延ばそうというわけでございます。

それから徵収猶予の制度でございますが、これは確定申告書を提出いたしました場合におきまして、いわゆる第

相続税法関係でございますが、恩給法の規定によります扶助料につきましては、先ほど所得税につきまして申上げたと同じように、規定の整備をおるわけでございます。過少申告加算税額も同様でございます。

二の中間納付額の還付の規定の整備は、先ほど所得税につきまして申上げたと同じように、規定の整備を図つておるわけでございます。

過少申告加算税額も同様でございます。

相続税法関係でございますが、恩給法の規定によります扶助料につきましては、現在相続税を取つておるわけでござりますが、これは民間のほうの関係におきまして厚生年金保険等につきましては、この恩給法の扶助料に当りますような遺族年金につきましては非課税になつておりますので、その均衡を考慮いたしまして、今回これを課税から落とすという措置をとろうとしておるわけでございます。過少申告加算税の計算の関係は所得税で申上げたのと同様でございます。

○小林政夫君 第七条の二ですね、特別農業所得者の定義、これは実体的に変つておらんということで説明がなかつたわけですか。予定納税制度に改めるについて特にこういうふうな書き方についてその言葉を使つて行こうという、こういう御趣旨の……。

○説明員(白石正雄君) 特別農業所得者の定義でございますが、これは從来もこれと実質的には同じ規定が存在しておりますが、今回特に前のほうに各税法で用いておりまする言葉の定義を一括して挙げておりますので、そこのところに特別農業所得者につきましても定義として特に挙げたわけでございません。実質的には殆んど関係ございません。

○小林政夫君 それから前国会以来主税局長にお願いをしておきましたけれども、未だに調査中ということで資料が出ない特別減免措置による法人税の減収見積について、それができてれば資料を出してもらえばいいわけですから。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点につきましては一応数字がござりますので後刻資料で別途提出します。

○小林政夫君 法人税の関係で交際費の規正をするとか、政会案は目下検討中ということになりますが、これは前回提案されたよりも、調査課所管の法人に限り、資本金五百万円以上の法人についてやるということであつて、前回よりは改善されておると思いますけれども、併し実際問題としてこの交際費、いすれが交際費であるかというような判定についてはかなり徵税当局と納税者との間に摩擦が起るんじやないか。今のような社用族の跋扈しておるときにこれを何とか引締めたい、又国が緊縮政策をとつているときにうんと自肅させたいという政策的な狙いはあるけれども、非常に徵税上のトラブルを起す虞れが多分にあるので、やるならば特に国の助成を受けておる或いは補助金をもらつておるとか、或いは国家資金を使っておるようなものに限つてこういう交際費の制限をする、こういう考え方はありませんか、考えたことはないですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 交際費の問題は確かに、例えば値引の景品でありますとか或いは宣伝費、会議費、いろいろ傍目がむずかしい問題は我々もあるのじやないかと思つておりますが、今度の考え方の基礎の一つは、大

体前年といいますか、昨年を基準年にしまして、その三割くらいを節減して頂きたいということを中心にものを考えておりますので、きめ方といたしましては、基準年に認めたものはおのずからそれも認める、基準年に認めないものはそれは認めないとといったようなことになつて来るわけでござりますので、相当のトラブルが絶対にないとも私は申しませんが、かなりその辺から言いますと少くて済むんじやないか。それともう一つ、いろいろな前回の御意見を伺いまして調査課所管のものに一応限定したわけでございます。まあ考え方としましては、今小林委員の言われたような線も一つ出て来るかも知れませんが、国の補助をもらうとかもらわないという問題になりますと、そこのかなり直接間接の関係などは相当につきりしない面も出て来るのじやないかというふうに思いますので、まあ対象をどの程度に限定すべきか、まあ我いとしましてはかなり一般的にいわゆる社用族という言葉がありますので、そうこれを小さく法人にまで拡げるのは適当でないかと思いますが、まあ調査課所管ぐらいのものでしたら、調査するほうも相当税務官吏としては或る程度の修行も積んでおりますし、調査されるほうも或る程度の帳簿もできておると思いますので、まあこの辺に一応区切るのが一つの線じやないかと思つて提案した次第であります。

する一定の率を乗じたもののいすれか多いほうをとる、そうすると基準に素割かいたものが多ければ、今まで使つておらないものもその基準までは使つてよろしいという逆の効果を持つ、七割かいた方が多いほう……これは異して制限になるのかならないのか、また政令案を見なければよくわかりませんが、その点はどうでしようか。

○政府委員(渡辺喜久造君) いずれか多いほうという点でお話があつたと思いますが、我々のほうの考え方としては、これはまあ率を御覧願いまして、更に御審議を願いたいと思いますが、これは又早晚に早く提出したいと思っておりますが、考え方としましては、原則としてはまあ三割程度節減して頂きたい。ただ從来相当の交際費を、そう無茶な交際費を一切使つていない、こういう会社がありましたときに、その会社は今更減らすといつてももうそう大して減らす余地はない。減らすこととはわかるけれども三割は減らせない、こういう会社がないとも限らない。従いましてそういう会社はそれは平均線に対しましてそれ以下であれば、これはこれでいいのじやないか、従いまして今考えておりますその取引高に対する一定割合といいますのは、おおむね業種を或る程度荒く切りまして、各業種の平均的な数字に対しして七割程度といいますか、その程度の線を出して、それを一つの基準にする。従いまして従来平均以下であつた会社であれば三割まで節約しなくても済む、いまして従来平均以上であつた会社でな考え方で行つたらどうだろうか。従いましてその場合におきましてはいざ

れが多いほうということで考えて行つたらいいのじやないか、こういう結論で、率を近く提出申上げたいと思います。

○小林政夫君 私は基本的には大体交際費なるものをアプローマルに使うといふような経営者自体は経営者としての価値がない。特に株主総会あたりで相当反駁を受ける。こういうことを税法で以て制限するというようなことは、前回にも議論になつたけれども、会社統制経済時代のようなことになるし、いやしくも経営者としての責にある以上は無駄な金を使うということは許さるべきことではないので、本当にしつかりした経営者、経営者の適格者は無駄をするはずがない。併し今度の造船融資等に関連して問題になつておるからこういう提案をするにはいい時期ではある、通りやすい環境ではあるけれども、これは相当慎重に考えるべきで、特に造船融資等の交際費が我々も問題にして多過ぎるというふうに考えておるのは、それは具体的に国の助成を受けておる業種であるから、これとても利子補給等は間接的なもので、直接には何うが、利子補給を受ける造船会社は、國から直接金をもらつているのは銀行であつて、造船会社はもつてない、こういうことも言えるかも知れませんが、一方には銀團等の相当政府資金も使つておる。こういうものに限定をして、そういうものがアプローマルに交際費を使えばそれを制限する、抑制するという意味において規定する、こういう措置は妥当と思いますが、前よりはしほられたけれども、全部の事業についてこういうことを考えるのは如何なるものであるか、これは

○土田國太郎君 ちよつと伺います
が、今の問題ですが、仮に百万円の七
掛は七十万円ですか。そうすると七十
万円以上になれば差引三十万ですか
ら、その半分に課税できるわけです
か。それでこういう計算が出てしま
ふか。なんか。百万円の交際費を七十万円で切
らなければいけないわけですね。そい
つを会社は一生懸命に努力して七十万
円に仕上げるんですね、交際費を、そ
うすると三十万円が今度税金になるわ
けじやないですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 経費を節
減されますから、経費を節減されるこ
とにによりましてそこに利益が生れる、
その利益に対して課税する問題、それ
はおのずから出て来るものと思つてお
ります。

○土田國太郎君 それで一方今度それ
をみんな使つちやつて、使つたものは
半分は免稅になるんじやないですか。
税金半分納めればいいわけです。使い
得という計算になりやしませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今でもそ
ういうような考え方があるものですか
ら、とかく交際費のように流し勝ちだ
と、こういう問題があり、而もそれが
極端な事例にまでなるということがあ
るわけでございまして、これはまあ要
するに税込とか税引とかいろいろ議論
があるところとして、結局税負担が余
り高いと、とかく会社は節約すること
を考えないで濫費し勝ちじやないか、
従つて法人税の税率とかそういうもの
は、これは法人税に限りませんが、所
得税におきましても、或る程度税率は
おのずから限度がなければならんじや
つております。

ないか、これはまあ一般的な御議論あるところでございまして、我々もあるの点はよく考えてゐるのですが、やはり國の財政とかいろいろな事情とか、そういうものを睨み合せて行きまして、税率もなかなか思うように引下げられない。従つて今おつしやつたよるな結論がああ出来て来る、こういうわはなございます。

○土田國太郎君 その三十万円使い過ぎについては十五万円の税金を納めればいいわけでしよう、半分というのですから。今度は一生懸命やつたもののは三十万円そつくり税金にとられるんですよ。こんな、どうもそこが私には割切れないんです。だからどうしても使い過ぎりや半分だけ税金をとるという場合には、遂に三十万円優約した会社についてはその半分を税金を免除するということなら私はわかるけれども（笑声）そうじやありませんか。一方使つたやつは半分の税金で済むんですよ。一所懸命国家のために御奉公した者は全部とられてしまうというのはどうも我々素人にはわからないのだ、そのいきさつが。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在交際費がノルマ的な姿にあればそれは土田さんが言われるようなことも考えられると思うのですが、現状が使い過ぎだということになれば節約されるのが本来の姿じやないだろうか。従いましてそれはまあ税金をとるということとも考え方れりや、税金を免除するという方向も考えられます、現在の状態が社用族とかいろいろな言葉が或る意味において使い過ぎだと、従つてそれは本來の姿に帰らるべきじやないか。会社としましても、一〇〇%をもう一つ〇%を

税金をとるわけじやございませんから、やはりそうあるのが本来の姿じやないか、こういうふうに考えておりま

○土田國太郎君 まあ御意見として承
わつておきます。

○小林政夫君　今の土田委員の意見を加味するということになると、一定の、若しやるとすれば、基準に収益率というものを加味する。同じ業態でもうんと努力して儲けのいいもの、これはあなたのほうで基準をきめられるときに恐らく業種別に基準をきめられる

のでしようから、その業態の収益状態等も或る程度は基準に加味されると思う。同じ業態内においてもうんと經營者の努力によって利益を上げるところ

○政府委員(渡辺喜久造君) 精算の關係は一應現行法にすでにそなつてござりまして、現行法におきましては御

知だと思いますが、全部を配当所得とみなしまして、二十ずつとつて参りま

して、あとで精算する。今度は精算の過程を経ることは現行法と同じでござ

いますが、それでは少し前にとり過ぎの姿になりやせんかという点が反省さ

れましたので、とり過ぎにもなるまいし、七ハツてあと一ハツの七尾を用いて

税金が固まることも避けたほうがいい

い まあそんないつたような關係からそ
こに御提案申上げましたような姿に改

正をしたいというわけでございます。

正になるところで「命令の定めるところにより計算した金額」、この命令では、いずれ命令案ができるのでしようけれども、どういう計算をしようといふのです。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは現
在でも一応取扱で、輸出と輸入とをや

つては細かい計算をやれば輸出所得そのものがつかめることはございませんが、なかなか手数も大きいというような關係が主でございますが、収入金額按分に実は扱っております。併し収入金額按分に対する法律的根拠の上に立つてやりたいと思いますと、そういう意味におきまして命令で以て収入金額按分にしたもので計算したものが輸出所得であり、それ五十だ、この点を法的に整備したい、まあそういう考え方でございます。従いましていすれ命令案要綱に御提出申上げますが、そこで書こうといたしてありますのは、その会社全体の収益の中で、国内と輸出の分とか、或いは商社であれば輸入と輸出の分についての収入金額按分によつて計算したもの、それが百分の五十、こういうふうになるかと思います。

まするようすに对外支払手段を対価としてやつた場合に限つてゐるわけでございますが、これでは少し範囲が狭いのではないか、運輸省のほうかいろ／＼出がありまして、検討をして結論がなっておりますが、考え方方いたしましては、結局円で運賃を受ける場合におきましても、これは輸出の場合でござりますから、ここに出たようなわけでございまして、契約をしている場合、従つて輸出商社のほうではCIF価格でドルならびにルが入つて来ておるわけでござります。現在の輸出所得に対する減税の關係は、商社に品物を供給したものにおいては百分の三で以て減税しておるし、丁度商社に品物を供給したと同じ立場におきまして、商社に輸送のサービスを提供したというのが今の内れによる輸出貨物の運賃ではないかと、かように考えられるわけでありまして、その二つの関係から見ますると、円払のものも事輸出に関する限りにおいて認めでいいのじやないだろかと、かと、かような結論を出したわけでござります。

外貨は獲得したけれども、向うで外貨を払つたものは差引くのだと、こういうことですね。ところがそのほかに例えれば運送業者、海運業者にしても向うで外貨払によつて諸経費を払つておる考え方られる、又は修理、加工等についても向うへ行つて、例えれば汽船引揚げ等をやつても相当外貨払の経費もある。こういう点は、なぜこれだけ細かく行くのならば、ほかの業種については考えないのである。

○政府委員(渡辺喜久造君) 建設業につきまして特に細かい配慮を払いましてのは、建設業の場合におきましては外貨で以て契約しましても、外国で以て相当人を雇う。場合によつては向うで材料も買う。従つて国内へ入つて来る金は非常に小さいという場合が考えられるのじやないか。それは確かにしつしやるよう貨物輸送などの場合におきましても、外国で以て或る程度の品物を買うということは考えられますが、建設の場合におきましてはそれがかなり極端な事例まで出て来るのじやないだろうか、そういうふうなことも考えられますので、建設業につきましてはやはりその点はしほつておいたばかりがいいのじやないか、こういう案を出したわけです。結局向うで請負いまして、大部分の人夫を向うで雇う、材料も向うで買う、こういつたような場合におきましては、国内に入つて来るものが本当に利潤的なものだけしか入つて来ない。その場合におきまして一応請負つた金額全体が対象になるといふのも少しき行き過ぎじやないだろうか、かように考えております。

○小林政夫君 それは程度問題で、これはアーバーをもううほうは、今嚴

密に言えは余計もうのだから、恐らく文句は出ないだらうと思うのだけれども、一応公平な見地からいうともう少し検討して見る余地があるよう思ふのです。

それから次は、現在、法文を離れてですが、貸倒準備金の際に売掛の残をよくて銀行へ割引をする必要がない、手にちやんと受取手形を持つておる。こういう場合は消えてない。

こういうことは比較的資金的に恵まれておるものはこの貸倒準備金の恩恵に余計浴して、金が忙しくて、手形をもらつた連中は余り浴かない、こういうことにならぬ割りなければならないといふよ

う私には限らないと思うのです。割引しながらも銀行が相手にしないという手形を持たざるを得ないという会社もあるわけでございまして、割引いた会社

が苦しくて割引かない会社のほうが全部苦くないというのも如何かと思つております。現在割引手形を一応除外しております考え方には、一つには一応銀行が割引いているから従つてもう普通の場合であれば大体債権が銀行のほうへいわば肩替りしており、持つている責任は一種の保証債務になつて、裏書人としての責任だけしかない。従つてこれは通常の売掛金とちよつと違うのじやないか。又大きな面から見ますと、銀行のほうで一応割引手形は、これを貸倒準備金の対象に見ておりますのですから、重複して見

るのも如何かと、まあその二つの理由からだと思つております。ただ最近どうしても、最初の一回の限りにおきましてはかなりの税収の響きがあるのじやないか、これはもう一度に出して来たにつきましてもこれをやはり貸倒の対象に考えるべきじゃないかという御意見が今まで出て参りましたので、割引手形見、これは今まで不渡が余り発生しておりませんでしたときには余り大して有力な御意見として伺つておらなかつたのですが、最近不渡が相当出でて参つたということに関連してだと思ひます

が、銀行で割引いてもなお相当責任が残るという考え方の上に立つてこれを考へるべきじゃないかという御意見は大分我々も聞かされております。この点につきましてはもう少し検討してみたいと考えております。

○小林政夫君 直税関係は又後日します。

物品税ですが、これは前から問題になつておつたのですけれども、今度関税法なんかも全文改正になつたし、物品税の片かなをいつまでこのままにしておくのです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 物品税につきましては、いろいろまあこれをどういふうな法律として将来持つて行べきか、大分いろいろ御意見を伺つておりますので、我々としましても

○小林政夫君 それは一つ検討されるということだつたら是非今の手形の実情からいって、もう落ちるまでは安心ができないといふ、おおむねそういうものが多いい状況です。まあこれは相手の、取引先の如何によつて多少違いますけれども、まあそういう事例が多いので、そう税収に極端に響くほどのものでもなかろうと思うので、検討してもらいたいと思います。響きますか、どのくらい響く、特に中小企業者が一番困るのですよ、これは……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 税収に対する影響は、まあ非常にラフな考え方をいたしますと、まあ割引手形として現在割引かれているものが一兆円くらいあるのです。そのまあ一%、百分の一といったまことに一百億と、従いましてその四割二分といえは四十億程度の響きと、これはまあ全部の会社がそれを一度に全部出して来たときの話でございまして、まあこれは一回限

りで問題は片付くわけでござりますけれども、最初の一回の限りにおきましてはかなりの税収の響きがあるのじやないか、これはもう一度に出して来たときにまた帰る戻入れのいろいろな手続、それに対する戻税の規定などでございませんか、これはもう一度に出して来た場合の話ですが、そういうことは言いかが得ると思つております。

○小林政夫君 直税関係は又後日します。

物品税ですが、これは前から問題になつておつたのですけれども、今度関税法なんかも全文改正になつたし、物品税の片かなをいつまでこのままにしておくのです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 物品税につきましては、いろいろまあこれをどういふうな法律として将来持つて行べきか、大分いろいろ御意見を伺つておりますので、我々としましても

○政府委員(渡辺喜久造君) 税収に対する影響はしておりますが、現在の法律の型と相当大きく違つておりますし、もう少し時間をかして頂いて検討を加えた上で、まあ片かなであることをやめるべきかどうかという点については検討はしておりますが、現在の法律の型と相当大きく違つておりますし、もう少し時間をかして頂いて検討を加えた上で、まあ片かなであることをやめるべきかどうかという点については検討はしておりますが、現在の法律の型と相当大きく違つておりますし、

○小林政夫君 これは本会議でも大臣に質問をいたしましたが、今度しやし繊維品に対する課税を考へる過程において、この物品税についても全面的に再検討をして、しやし品税というような意味の検討はされましたですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) そういう意味の検討も一応してみたのでございましたと、まあ割引手形として現在割引かれているものが一兆円くらいあるのです。そのまあ一%、百分の一といったまことに一百億と、従いましてその四割二分といえは四十億程度の響きと、これはまあ全部の会社がそれを一度に全部出して来たときの話でございまして、まあこれは一回限

心とした控除の引上げ等による減税をしたい、こういうふうな考え方が強くございましたものでござりますから、商品税につきまして特に減税をするとこの際としては困難であつたと、かよなうなわけでござります。

○小林政夫君 まあその点は別途かねて要求しておる資料等を得てもう一度議論してみたいと思います。資料が出

らしく小売課税に変えられた第一種第六号の高級毛皮製品はどうして小売課税に変えられたのか。

それから内容に入りますと、今度新規に小売業者であるというところから原論してみました。資料が出ておくるのです。

○小林政夫君 まあその点は別途かねて要求しておる資料等を得てもう一度議論してみたいと思います。資料が出ておくるのです。

○小林政夫君 まあ片かなであることをやめるべきかどうかという点については検討はしてあります。そこで、この問題をやめるべきか、大分いろいろ御意見を伺つておりますので、我々としましても

○小林政夫君 これは本会議でも大臣に質問をいたしましたが、今度しやし繊維品に対する課税を考へる過程において、この物品税についても全面的に再検討をして、しやし品税というような意味の検討はされましたですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) そういう意味の検討も一応してみたのでございましたと、まあ割引手形として現在割引かれているものが一兆円くらいあるのです。そのまあ一%、百分の一といったまことに一百億と、従いましてその四割二分といえは四十億程度の響きと、これはまあ全部の会社がそれを一度に全部出して来たときの話でございまして、まあこれは一回限

場を移出するときに税金を払わなければならぬ。ところが売れなくなつて売れない今まで季節が過ぎまして持って帰る戻入れのいろいろな手続、それに対する戻税の規定などでございませんか、これはもう一度出して来た場合の話ですが、そういうことは言いかが得ると思つております。

○小林政夫君 まあ片かなであることをやめるべきか、大分いろいろ御意見を伺つて、その主たる理由が先ほど申しましたように大体製造業者が同時に小売業者であるというところから原論して欲しい、その主たる理由が先ほど姿が実は相当ある。これではとても堪まらないし、それでは非とも小売課税に因が出ているのじやないかと思ひます

が、そうした業者の要望が相当強く出でております。従いまして我々もその業者の性格をよく見て参りますと、その業者の要望も無理からないところがあつてあります。従いまして我々もその業者の性格をよく見て参りますと、その他のもの

が、そうした業者の要望が相当強く出でております。従いまして我々もその業者の性格をよく見て参りますと、その他のもの

いう整理をするのが取引の実状に合う
ゆえんじやないか。こういふ結論を出
しましてこの法案を御提案申上げてい
る次第であります。

○小林政夫君 そうすると今読上げら
れたもの以外が第二種の五十四号、こ
ういうわけですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようで
ございます。

○小林政夫君 今読上げられた部分と
五十四号のその他のものとの取引形態
と言うか、メーカー等がしきりにつき
り分けられますか。

ると五百円税金に徵収されるのですから、業者のふところから言えば、五千円に売つた場合と五千五百円で売つた場合と全然同じなんです。従いまして五千円という値段を付ければ、五千円のふところに入つて来るは五千円だけである。従いまして、恐らく普通の場合におきましては、業者の方はお客様にサービスをする意味で五千円の値段を付けるのじやなかろうかと、こういうふうに考えられるわけですが、たま／＼併し何かの関係で以て五千五百円という値段が付いたとき、一体それをどう処置すべきかという問題がございますものですから、その場合の措置といふものを考えて行くべきじやないかと、現実問題としますれば、税法がよくわかつていらしそやれば五千円をわざ／＼五千五百円という値段をお付けになることはあるまいと、こう考えております。

○小林政夫君 よほどのへまでなればやらないわけですね。

それから附則の第十二項ですけれども、「政令で定めるところにより、物品税を免除する」と、こういうことになつておるので、第十項との權衡はいいんですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) この十二項の規定は、昨年の六月頃かと覚えておりますが、貴金属等の小売課税をやります場合、実はこれと同じ法文を御提案申上げまして、御審議願つたわけですが、考え方といいたしましては、小売課税に今度なるわけでございますが、すでに製造場から移出されておりまして、小売屋の手許にある、これは

当然製造場を出るときに税金がかかるわけでございます。それが今度小売課税になつたが故に、小売屋で売られるときにもう一遍税金がかかると、これはいわゆる物的二重課税の弊に陥るくらいがござりますので、従いまして、すでに製造場を出ておりまして、小売屋の店頭にあつて税金が課税されているものにつきましては、小売課税になりましても税金は二度はかけないと、こういう規定を入れておくのが然るべきだろうと思いましてこの規定を入れたわけでございます。

○藤野繁雄君 法人税法の第十六条の第二項ですが、新旧对照表では十六ページ、これによつて見ると「法人税として納付すべき金額は、前項の留保した金額には、これを算入しない」と、地方税法によるというと市町村民税と府県民税と両方あるにもかかわらず、市町村民税だけをここに書いてあるのはどういうわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは扱い方といたしましては、同じように取扱いたいと思つております。ただ改正の関係だけを、市町村民税はすでに現在現行法としてござりますのでもうから、こちらのほうで……、実はこれは一種の整理の関係で、前から実はこうなつていなければ嘘な規定なんですが、これはまあこちらのほうでやらして頂くと、それで府県民税は、現在それが政府の提案にはなつておりますが、まだ国会を通過して成立したわけではありませんので、地方税法の府県民税を新らしく起す、その法律が実は今提案されておりますが、その附則

でこれと同じように府県民税がこの中に入るように、これはいさきか技術的な問題で懸念ですが、向うのほうの法律のほうに、法人税法の一部改正の規定を附則のほうに入れまして、そうして府県税が成立したとき同時にこの法人税法の規定も直ると、こういうようなことに実は操作してございまして、これだけ御覧願いますと確かにおつしやるような疑問が出て来ると思いますが、府県民税自身がまだ法律として成立しておりませんのですから、むしろ府県民税とそれに伴うこの改正は運命を共にしたほうが多いのではないかと、こういう配慮に基きまして地方税法のほうの改正案にその分は載せてございます。御了承願いたいと思います。

はやつた上のことであるから、うなづいておるところの地方があるのであります。併しこれは立法の精神に相反するものと思つておるのであります。現在若しそういうような取扱いをやつておるということだとたなれば、その取扱つておるところの税務署の取扱いが違法であつて、特別配当金というものは普通配当をやらずしてでもこの法律によつて配当ができる、それは無税である、損金に算入する、こういうふうに解釈して差支えないと考へるのであります。が、この点疑義があるからお尋ねしたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君)　今の点につきましては、昨年も一応問題になりまして、そうして今お話のように、まあ昨年問題になりましたまでは、今お話をのように、出資の配当をしないで、全部事業分量の配当をしておる場合においても、出資の配当に相当する分はこれはもう損金に見ないという実は扱いができていたのであります。これがまあ考え方によつては、私は一つの考え方方がその底にはあると考へますが、併し昨年御議論がありましたときには、これはこの法律の解釈からいえば、あつさりと事業分量に応じた分は損金に算入するのだということになつてゐるから、そういうふうに扱うようになります。従来国税局がお話のようない点で出しておりました通牒は、これを取りやめたはすでござります。私はもう取りやめたものと思つておりますが、或いは末端までその趣旨が徹底しておりませんで、それが残つてゐるような扱いがまだございましたら、それは早急に直させて行きたいと思つてお

○藤野繁雄君 それから第三項の但書ですが、「但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。」この内容を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは、この関係の命令は、法人税法施行規則にございまして、第八条に「法第九条に第三項但書の規定により、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入する寄附金は、大蔵大臣の指定した寄附金とする。」二項に、「大蔵大臣は前項の規定により指定をなしたときは、これを呈示する。」こういう規定がございまして、六蔵六臣が一定の基準を以ちまして指定をしましたその寄附金だけがこれに該当する。ではどういうものがそれに入っているかということも恐らく御質問の一部だと思いますからここで簡単に申しますと、現在一般的に指定になつておりますのは、国、都道府県又は市町村に対する寄附金、これはこの指定になつております。

それから私立学校の校舎及びその附属設備復旧のための寄附金、それからその他学校教育法による大学とか高等学校とかそういうものであります、これは多少条件が付いていますが、こういうようなものについて一応の指定がてきております。あと幾つか特定のものにつきまして大蔵大臣のほうで具体的に指定しております。例えば伊勢神宮の遷座祭の場合の寄附金でありますとか、或いは同じ神社でございますとか、明治神宮が戦災に罹つて焼けたその後の復旧のための寄附金、或いは熱田神宮が戦災のため焼けたその復旧のための寄附金、その他いろいろなことで幾

つかの指定をしておりますが、考え方としましては、臨時的なもので、法律にきめられている一定の限度内ではちよつと賄うのが無理であろうと思われるものを中心としまして、同時にその目的等も考えまして指定を行なつております。

るという寄附金の基準ですね、これは大分古く定めたのでありますから、現在の情勢に適応するように基準を改める必要があると信ずるのであります。が、改めるお考えはありませんか。

としましては或る程度時間がたつておりますが、具体的に指定をして参ります場合におきましては、相当情勢の変化を見ながら実は指定して来ておりますので、現在特にこれを変えなければ、どうも実情に合わないといったような事例にはちよつとぶつかつていいないうように思います。と申しますのは、その基準の運営につきまして、これは省内でよほど慎重に会議をしてきておりますが、相当の彈力性がある基準になつておりますので、実行の上から申しまして、今のところこれはだめだ、これはいいといろ／＼分けておりますが、まあそう特にその基準を変えなければならんというより、むしろ基準を如何に生かして運用して行くかというところに問題があるのでないか、かよう考へております。

○藤野繁雄君 基準を生かしてやるといふことですが、現在指定してやつてあるところのものが大分たくさんあります、それを一々検討してみますといふことですが、その指定したところのものの中には今共同募金として大分募集し

ておりますね、あの共同募金のようなものも指定に入れて差支えないじやないか、こう考えておるのであります
が、共同募金をこの基準から考えて、
基準に該当するものと思つております
か、入れることができない、現在入れ
か、入れることのできない、現在入れ
か、二つあります。

○政府委員(渡辺喜久造君) 共同募金についてはよくお話をがあるのであります
が、我々の考え方としましては、この
指定のこれは目的から来る基準じや
ございませんで、むしろ性格的なところ
から来る基準の点なんですが、共同

募金について議論になりますのは、毎年繰返されざるようないわゆる経常的と考えられるような寄附金は、これは寄附をする方から見ましても金額のおずからそろ大きな額もございませんし、従いましてむしろこれは定められた限度内で贈らるべきものではないか、特に大蔵大臣が指定をしておりますのは、臨時的なもので定められておりまして資本金の千分の一・五と利益の百分の二・五、その平均でござりますが、その範囲ではちよつと賄い切れないと、いうようなものも指定すべきじやないか。実は日元も共同募金の方が見えまして、いろいろお話を伺つたのですが、共同募金のようなものはこれはどちらかといえば貧者の一燈式に多くの人から少額ずつでも集まつたものが本来の性格からいって一番適当じゃないかと思うのでございますが、大ききな会社から一体どれくらいの寄附金が入つて来るかという点を聞きましたら、これは恐らく私聞き違いでないと思つておりますが、総額で三百万円、それから一体一つの会社で以てどれく

らいの額が一番大きな額かという点も伺つたのですが、それを伺つたところでは、東京の一派のデパートが一番大きい金額になると伺いましたが、その場合におきましても金額は六万円程度だと……、そういうふうな姿でござりますれば、これはやはり現在の経常的な寄附金の中へ吸収されていいものじやないかどうか、いろいろ御意見もあるようござります。寄附金の指定がないからこの範囲にとどまつてゐるのでも、指定あればもつと大きな寄附金が入つて来るということを期待してゐる向きもあるようござります。併し共同募金の性格からいひまして、毎年返されている問題でありますだけに、ちよつとそういう大きな寄附金も無理な性格もあるのじやないだらうか、同時に現在申したような姿でござりますれば、経常的な寄附金として考えられてそう支障もないのじやないか。従いまして從来からあります一つの基準、即ち経常的なものといいますか、毎年繰返えされるような寄附金はこの指定には入れないという方針をこの際特に変える必要はないのじやないだらうか、か、かように考えております。

○藤野繁雄君 共同募金が募集されるようになつてから一般の社会事業に対する寄附金の募集を打ち切られているというような状況であつて、又厚生大臣からの指示のようなものも、共同募金が募集されておるから寄附金を集めなによくにしろ、こういうふうなことになつてゐるといったしますると、今日杜会事業の性質として共同募金が必要なことは申すまでもないと思う。必要な金額に対して集つてあるところの金額は僅かである。そういうようなことで

あればこういうふうな社会的事業のために集めるところのものであつたならば免稅にしてでもできるだけ余計に集めまして、そして社会の幸福を図つて行くというようなことが策を得たものであると、こう考えるのですが、やはりそういうわけに行かんのですかね。

○政府委員(渡辺喜久造君) これも先日伺つたのですが、共同募金として現在集められているのは一年十二億程度の金が集められておる。その中には年賀郵便のものが二億くらい入つている。そういう話を伺ひましたが、まあどの星

あればこういふうな社会的事業のために集めるところのものであつたならば免稅にしてでもできるだけ余計に集めまして、そして社会の幸福を図つて行くというようなことが策を得たものであると、こう考えるのですが、やはりそういうわけに行かんですかね。

○政府委員(渡辺喜久造君) これも先日伺つたのですが、共同募金として現在集められているのは一年十二億程度の金が集められてゐる。その中には年賀郵便のものが二億くらい入つてゐるという話を伺いましたが、まあどの程度の寄附金が果して適当な額であるかどうか、これはなか／＼判断がむずかしいと思いますが、かなり大きな額の寄附金が共同募金として集つております。それが先ほど言いましたように、非常に少額なものが数多く集つています。これは共同募金の性格からいまして私はしかくあるべきものであろうと思つております。結局個々の寄附金指定という問題は、相当大きな会社からまとまつた金をとる場合に問題になるわけでございまして、共同募金に直接関係していらつしやる方々の中でも、共同募金の性格からいつて、やはり少額なものを多くの人から集めるのが本来の性格であり、従つて特にこの指定を云々するのは如何かという御議論もございますが、我々の考え方といたしましては、十二億といつたような金が多いとか少いとか、これはいろ／＼

応共同募金は毎年なされるものであります。同時にそうすればおのずから会社に寄附金になる部分もございますのですから、共同募金を特に指定しなければならない理由がこの際新らしく出て来ましたものだから、質問のポイントを違えていたのだが、物品税の十二項です。ね、これは附則の九項あたりで、この改正によつて税率の上るものにおいては、前にかけたものと今度の上の税率と比べて足りない分をとつておりますね、これと今の前の製造者課税で五〇%とつておつたものと小売課税で二〇%今度とることにしたわけだが、そこにそれだけ製造課税で五〇%のものが小売課税で二〇%になつたときにそれでいいのか、権衡がとれておるかといふことなんですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結局製造場を出るときのいわゆる製造者価格と、それに五割掛けたものですね、製造者価格の五割というものを絶対額として出した場合に、それが小売価格に對してどれほどの率になるか、それが二割でいいかどうか、こういう御質問でございますが、一応我々のほうで調べたところでは、まあ二〇%から二二・二三、二五くらいまでの数字が出るようであります。現在小売課税の分は一応二割にしてござりますので、これを余り細かく計算いたしまして税率を変えるのも如何かと思いまして、多少負担の面からいいますと少し軽減氣

あるから、纖維消費税創設には反対であるとの陳情。

一、交付税及び譲与税配分の取締に関する法律案

〔浮貸し等の禁止〕

計算するものとする。

二 何らの名義をもつてするを問

第四三〇号 昭和二十九年二月二十
二日受理

陳情者 福井県小浜市日吉九一社

出資の受入、預り金及び金利等の

陳情者
福井県小浜市日吉九一社
団法人小浜商工会議所会

この陳情の趣旨は、第四一二三号と同じである。

（出資金の受入の制限） の取締に関する法律

第四四七号 昭和二十九年二月二十

第一条 何人も、不特定且つ多数の
者に対する、後日出資の私法による

昭和二十九年度国庫支出金増額に関する陳情

として出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金錢を支払うべき旨を明示し、若しくは賛

陳情者 東京都議會議長 佐々木

お、お見舞いをうしく聞
黙のうちに示し、又は後日出資の

昭和二十九年度予算案によれば、公共事業費、教育費及び食糧増産対策費等が大幅に減額されているが、このために地方財政のうける打撃はそこぶる大きく、自主的財源の乏しい地方自治体はこれら事業の打切りまたは縮小を余儀なくされる結果をきたし、きわめて憂慮すべき事態を招来するから、公共交通事業費等の国庫支出金を増額せられたいとの陳情。

2
第二条 業として預り金をするにつ
き他の法律に特別の規定のある者
を除く外、何人も業として預り金
をしてはならない。

(預り金の禁止)

第四五〇号 昭和二十九年二月二十
三日受理

且つ多数の者からの金銭の受入で、預金、貯金又は定期積金の受

陳情者 岡山市栗中山下三四岡山
県織維雜貨商協会内 光
四教文部外二名

をもつてするを問わず、これらと
同様の経済的性質を有するものを
いう。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

の者から貸付資金を受け入れると
きは、業として預り金をするもの
とみなす。

る。

(一般会計への繰入金)

この会計の毎会計年度における入場税の収入額の十分の一に相当する金額は、政令で定めると

これにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第六条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて収益及び費用に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分す

る。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予定

計算書を添附しなければならぬ。

(歳入歳出決算の作成)

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、

一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(余裕金の預託)

第十三条 この会計において、支払

上現金に余裕があるときは、資金

運用部に預託することができる。

(支出残額の繰越)

第十四条 この会計において、毎会

計年度の歳入予算における支出残

額は、翌年度に繰り越して使用す

ることができる。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月

一日から施行する。

2 昭和二十九年度の揮発油譲与税

に関する法律(昭和二十九年法律

第二号)第七条に規定する揮

油譲与税の収入見込額に相当す

る金額は、昭和二十九年度におい

て、同条の規定により追加して譲

与される額に相当する金額は、予

算で定めるところにより、昭和三

十年度又は昭和三十一年度におい

て、同条の規定により追加して譲

与される額に相当する金額は、予

算で定めるところにより、昭和三

十年度又は昭和三十一年度におい

て、同条の規定により追加して譲

与される額に相当する金額は、予

算で定めるところにより、昭和三

十年度又は昭和三十一年度におい

て、同条の規定により追加して譲

て、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

(自治府設置法(昭和二十七年法)

律第二百六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第九条中第十七号を第十八号と

し、第十二号から第十六号までを

一号ずつ繰り下げ、第十一号の次

に次の一号を加える。

十二 交付税及び譲与税配付金

特別会計の経理を行うこと。

(証券取引法の一部を改正する法律案)

昭和二十九年度に限り、この会

計において、支払現金に不足が

あるときは、この会計の負担にお

いて、一時借入金をすることがで

きる。

前項の規定による一時借入金の

限度額については、予算をもつ

て、国会の議決を経なければなら

ない。

第四項の規定による一時借入金

は、昭和二十九年度の歳入をもつ

て償還しなければならない。

第四項の規定による一時借入金

の利子の支出に必要な金額は、昭

和二十九年度において、この会計

から国債整理基金特別会計に繰り

入れなければならない。

第二項の規定による一般会計か

らの繰入金又は第三項に規定する

返還される額に相当する金額は、

その繰入をした年度又は返還され

た年度におけるこの会計の歳入と

その繰入をした年度又は返還され

の歳出とする。

(自治府設置法(昭和二十七年法)

律第二百六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第九条中第十七号を第十八号と

し、第十二号から第十六号までを

一号ずつ繰り下げ、第十一号の次

に次の一号を加える。

十二 交付税及び譲与税配付金

特別会計の経理を行うこと。

(証券取引法の一部を改正する法律案)

昭和二十九年度に限り、この会

計において、支払現金に不足が

あるときは、この会計の負担にお

いて、一時借入金をすることがで

きる。

前項の規定による一時借入金の

限度額については、予算をもつ

て、国会の議決を経なければなら

ない。

第四項の規定による一時借入金

は、昭和二十九年度の歳入をもつ

て償還しなければならない。

第四項の規定による一時借入金

の利子の支出に必要な金額は、昭

和二十九年度において、この会計

から国債整理基金特別会計に繰り

入れなければならない。

第二項の規定による一般会計か

らの繰入金又は第三項に規定する

返還される額に相当する金額は、

その繰入をした年度又は返還され

た年度におけるこの会計の歳入と

その繰入をした年度又は返還され

の表示と誤認される虞がある表示をしてはならない。

(有価証券法(昭和二十九年法)

第二条第一項第八号に掲げる有

価証券のうち同項第六号又は第七

号に掲げる有価証券の性質を有す

るものについても、また、前項と同様とする。

第一百九十五条の四 第二条第一項第八号又は第七号に掲げる有価証券の発行者若しくは売出をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の募集又は売出に除し、不特定且つ多数の者に対する当該有価証券に關し一定の期間につき、利益の配分を以てするを問わず、一定の額の収益の分配その他のいかなる名稱を以てするを問わず、一定の額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額を得ることができる額を含む。以下本条中同じ。)又はこれを超える額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。)の供与(中同じ。)又はこれを超える額の金銭(処分することにより一定の額又はこれを超える額を得ることができるものを含む。)の供与(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十五条第一項に規定する利息の配当を除く。)が行われる旨の表示をしてはならない。

前項の規定は、同項の表示の内容が予想に基くものである旨が明示されている場合については、これを適用しない。

(有価証券法(昭和二十九年法)

第二条第一項第八号に掲げる有

価証券のうち同項第六号又は第七

号に掲げる有価証券の性質を有す

るものについても、また、前項と同様とする。

第二条第一項第八号に掲げる有

価証券の

るものについても、また、前三項と同様とする。

第二百条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第百九十二条の三又は第一百九十二条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示した者

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則